

本日の会議に付した事件

第1回山元町議会定例会（第2日目）

平成25年3月7日（木）午前10時

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成25年第1回山元町議会定例会2日目の会議を開きます。
これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、3番渡邊 計君、
4番菊地八朗君を指名します。

議 長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

一般質問通告書の受理。岩佐哲也君ほか9人の議員から一般質問の通告を受理したの
で、その一覧表を配布しております。

陳情書の受理。陳情1件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しており
ます。

これで議長諸報告を終わります。

議 長（阿部 均君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の発言時間は、山元町議会先例95番により質問時間は40分以内とし、同
先例97番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整
理し、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

議 長（阿部 均君） 2番岩佐哲也君の質問を許します。

岩佐哲也君、登壇願います。

2番（岩佐哲也君）はい。おはようございます。それでは、平成25年第1回山元町議会定例会
におきまして、一般質問をさせていただきます。

まず、件名でございますが、安全・安心なまちづくりについてということございま
す。

あの忌まわしい東日本大震災から丸2年が経とうとしております。ことしは震災復興
計画を立案し、実行に移しましてから、初期段階であります復旧期、第1段階でありま

す復旧期の最後の年でありまして、第2段階の再生期に入る入り口の年でもあり、重要な位置づけの時期であろうかと思えます。町当局は全力を挙げて震災復旧に向けてご努力いただいているのはわかりますが、この期をとらえまして、原点に立ち返りまして、まず、まちづくりの基本であります町民の安心・安心をどう確保され、どう講じ、その他が進捗しているのか、そして、町の再生には必要最低条件、前提条件であります安心・安全、これを再確認して、この期におきまして再確認をしておきたいということで、以下、海岸線から順次西に、ハード面あるいはソフト面から、両面から、以下7項目につきまして質問させていただきます。よろしくお願ひしたいと思えます。

まず1点、海岸堤防、第一線堤と言われております海岸堤防の工事の進捗状況はどういう状況になっているか、あるいは、海岸堤防が前の堤防と比較してどの程度強化され、前と同じような震災があっても、津波があっても、どの程度前よりも耐えられると思えますか、町民の安心を守るようなことができるような堤防になっているのか、その辺をお伺ひするものであります。

と同時に、海岸堤防の内側になりましようか、西側になります防災緑地ゾーン、高さ、幅、そしてその中身、どういうふうには計画されているのかお伺ひするものであります。

さらには、減勢効果があると言われております堀、昨年6月の議会でも私は取り上げさせていただきましたが、堀の提案・提言、排水も含めて、減勢効果のあります他地区の貞山堀をイメージいただければよいと思えますが、堀の検討はどうなっているかということをお伺ひするものであります。

それから、第2点は、第二線堤としての県道亙理相馬線のかさ上げでございます。

さらには、これも昨年の3月の議会で一応方向性をご回答いただいていたのですが、戸花山から瀧の山にかけての町道の農免道路のかさ上げ、これは一体どういうふうに進んでいるかお伺ひするものであります。

それから、先の12月7日の震度5弱の地震があったときに津波警報が発令されました。あのときも避難道路が混雑をしたということで、ある種の不安感を町民に与えたと思えますか、そう思った町民も多かったろうと思えます。東西の避難道路の整備は一体どう進んでいるのか。いわゆる本数とそれから中身と、道路の運用法をどういうふうには計画されているか、その辺をお伺ひするものであります。

それから、4番目としましては、津波あるいは津波でなくても平時の大雨、ちょっとした大雨があると、排水の問題が、浸水の問題が非常に従来からされておりますが、これらの対策はどうなっているか、排水の問題についてお伺ひするものであります。

5番目は、防災避難ビル設置、防災タワーあるいは防災避難ビルと言われておりますが、そういったものの構築は具体的に進んでいるのかどうか。そしてまた、できたとすればそれはどういう設備、どういう内容、こういったものを検討されているのか。これをいち早くつくるべきだという観点からお伺ひするものであります。

特に、前の震災時には、第1次避難としての要介護者、身障者と思えますか、そういった介護が必要な方が1次避難で近くにしたいけれどもそこで不便を講じたということで、そういった部分の要介護者の避難ビルなんかも検討されているのかどうかということもお伺ひするものであります。

それから、6番目になりますが、この辺は多少、ソフト面と思えますか、防災訓練であるとか防災教育であるとか避難マニュアルとか、そういったものは一体どうなってい

るのか。あるいは、そういった危険を知らせる、あるいは町の情報を知らせるに当たっては、前回の震災時には防災無線が機能しなかったということも踏まえて、その後、災害FMラジオさんにいろいろご協力いただいているということで非常に有効に活用されていますが、これも一時的な、国の法律でいきますと2年間、1年間の延長はあったにしても、間もなく来年の3月には災害FMという部分におきましてはコミュニティFMに移行しなければならないと。といいますと、そういう経常問題もあるだろうし、そういったことをどのように活用して町民の安心・安全を守るのか、その辺につきましてもお伺いするものであります。

最後になります。緊急時の他の市町村あるいは民間企業との連携協定、災害協定というものがどこまでどう進んでいるのか。どれをとって完全ということはなかろうと思えますが、どの程度進んでいるのかをお伺いするものであります。

以上、第1回目の質問ということにさせていただきます。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。おはようございます。岩佐哲也議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、安全・安心なまちづくりについてのご質問の1点目、海岸堤防の工事の進捗状況及び防災緑地ゾーンの具体的構想・計画、そして減災対策のための堀の設置等についてですが、防潮堤は沿岸部北部から、農林水産省、国土交通省、水産庁で総延長約11キロメートルの復旧工事を鋭意施行していただいております。進捗状況については、77.6パーセントに相当する約8.5キロメートルの工事発注が完了しております。平成27年度の完成を目指しております。が、議員ご承知のとおり、人手不足等の影響もございまして、各省庁とも対応に苦慮している状況にもあります。防潮堤は、背後地や住民の生命・財産を守る多重防御の最も重要な施設である第一線堤でありますことから、一日も早い完成を目指し、各省庁と連携を密にし、安全・安心なまちづくりの骨幹となるよう今後も働きかけてまいりたいと思っております。

次に、2点目、道路のかさ上げについてですが、もとい、失礼いたしました。防潮堤の次は、防災緑地ゾーンの具体的構想・計画についてでございます。失礼いたしました。

各被災市町では震災復興計画に防災緑地整備を盛り込んでいますが、今まで整備内容や水準にオーソライズされたものがなくて、どのような整備を行えばよいか不明瞭な状況がありました。しかし、本町に先駆け、岩沼市が防災緑地整備事業に係る全体計画の熟度を上げているとのことでありまして、これを参考にさせていただきながら考え方を整理し、内部的な検討を進めているところであります。

現在、具体的に検討している内容は、沿岸部の今後の土地利用から想定される発災時の避難人数から避難施設の規模と数量を定めるとともに、平常時のレクリエーションを目的とした施設内容などでございます。なお、多重防御施設としての築山については、津波の減勢の定量的効果を証明するための根拠となる有効なデータがなく、必要性を説明するのが難しい状況でございますが、避難施設として一定の築山は整備する方向で検討を進めているところであります。

次に、減災政策のための堀の設置についてですが、他市町村に存在する貞山堀については、県が災害復旧事業として工事を実施することになります。町内において新たに貞山堀の整備を検討する場合、河川法やその他の公共施設として位置づけをすることが難しいと考えられますことから、整備を行う事業手法が見出せないという大きな課題があ

ります。現在、県が実施している貞山運河再生復興ビジョン検討座談会において、運河の津波減勢効果を検証中で、その動向を注視しており、新たな知見などにより堀の新設整備が震災復興基金の対象になるなどのことがなければ、震災復興計画に位置づけのない新たな施設の整備については非常に難しいものがあると考えているところであります。

次に、2点目、道路のかさ上げについてですが、まず、県道相馬亘理線につきましては、先の特別委員会で県から説明がありましたように、町内の整備区間は約11.32キロメートルで、道路高は標準的な区間でTP、東京湾の平均水位ですね、このTPプラス4から5メートル程度と。そして、盛り土高は2から5メートル程度になる見込みであります。坂元川から戸花川の区間については、河川堤防の高さが防潮堤と同じTPプラス7.2メートルとなることから、橋桁の高さの関係上、道路高はTPプラス9.5から10.5メートル程度、盛り土高が8から10.5メートル程度になる見込みと伺っております。県では、本年1月に測量調査立ち入りに関する説明会を開催し、地権者の方々にルート及び標準横断図等を示し、立ち入りに協力を求めているところであります。

一方、戸花山から瀧の山にかけての道路、これにつきましては現在、本道路を含む地区の東部側において、土地の整序化を目的とした圃場整備事業を計画しているところであります。事業実施に当たりましては、この道路についても高盛り土を構造とすることについて検討してまいりたいと考えております。町としましては、これらの道路のハード整備にあわせて、津波シミュレーションによる検証等を通じ、安全・安心な市街地形成を行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の東西の避難道路整備についてですが、震災復興計画では、災害時の避難路となる道路について、幅が狭い道路の拡幅や避難に適した形状とし、災害の際にもいち早く浜側から避難ができるよう、町内で10本の避難路の整備を計画しております。昨年12月7日の余震で津波警報が発令された際には、浜側から避難する車両による渋滞が発生し、特に国道6号との交差点において、車両の先詰まりなどの問題が浮き彫りになり、避難車両の退避スペースの確保なども含め、避難路の整備の重要性が改めて認識されたところであります。

現段階といたしましては、山下新市街地の北側と南側に接している県道山下停車場線と町道浅生原笠野線の2路線、それと、磯地区と国道6号を結ぶ町道上平磯線の磯浜漁港から高台までの路線との合計3路線について、12月に配分された第4回交付金において認められたところでございます。この避難路の整備に当たっては、浜側の災害危険区域における利用者数や営農者、漁業経営者、イベント時の来客数といった避難対象人口の精査を行い、産業立地や新市街地の防災拠点としての位置づけなど復興まちづくりの方向性を総合的に判断し、避難路の整備のレベルの検討を行ってきております。

今後は、沿岸部の整備計画の精度を高め、それに伴う避難人口をさらに精査検討し、必要な部分についてこれからも引き続き、避難誘導計画の策定とあわせ、必要な避難路の整備を要望していきたいと考えています。

次に、4点目の排水対策についてですが、町では現在、委託調査により検討を行っているところであります。特に、町及び下郷地区の排水対策についてですが、この区域の排水は、宮城野ゴルフ場北西側の滝の沢ため池を起点とする高位部排水の谷地川排水路と、下郷地区の町区から流れ込む低位部排水の谷地川支線排水路とが国道6号直下で合

流し、谷地川として下流域に流下をし、坂元川に流入する形態となっております。しかし、この高位部排水と低位部排水が合流する形状が大雨時においてしばしば排水障害を生じさせる原因となっております。この排水障害の状況については現在、排水解析を行い、対応策や改修設計について検討しているところであります。具体的には、高位部排水を落差工という水位調整施設により水位を下げるとともに、低位部排水との合流箇所を現在の国道6号直下から約300メートル下流で低位部排水と合流させることにより、谷地川支線排水路の水位も低下し、この区域の排水解消につながるものと考えております。

また、水門設置等についてですが、現在、町全体の排水計画の中でその必要性について検討を行っているところであります。今後、早急に排水計画を取りまとめ、改修工事の実施により排水障害が解消され、既存集落はもとより、新市街地においても町民の安全・安心が図られるよう努めてまいります。

次に、5点目のうち防災避難ビル設置及び設備・備蓄品等の検討状況についてですが、山下、坂元の新市街地には、それぞれ発災時の復興拠点となる防災拠点施設を整備する予定であります。その施設には、避難スペース、備蓄倉庫の設置を予定しておりますが、山元町全域としては、既存の小中学校、公民館などとあわせて運用することとなります。新たに設置する2つの新市街地の拠点施設の避難スペースを考えるに当たり想定される避難者は、周辺にお住まいの方々や来訪者等を対象とし、帰宅困難者の一時避難や津波の冠水による一定期間の避難にも対応できるものになりたいと考えております。また、新たな施設には、平常時に集会所として利用できる広場、あるいは簡単な炊事のできる台所、トイレ等を設置するとともに、備蓄品として、防寒のための毛布、水、食料などを確保したいと考えております。

次に、要介護者等の避難所、避難先についてですが、今回の震災では、一般の避難所での生活が困難な高齢者や障害者等の方々には介護保険施設等を利用していただいたり、救護所として開設した保健センターを福祉避難所としての役割を担わせるなどの対策を講じたところでございます。こうした震災時における経験等から、一般の避難所での生活が困難なの方々に対しましては、福祉機能を集約させるなどの措置を講じておく必要性を改めて認識したところでございます。今後、国・県が進めております災害時要援護者ガイドラインの見直し内容等を踏まえながら、要介護者等の避難所、避難先の指定等に向けて取り組んでまいります。

次に、6点目、防災訓練や防災教育、災害FM等についてですが、震災後における本町の防災訓練につきましては、平成24年6月12日の宮城県民防災の日等に各小中学校で実施した避難訓練のほか、役場仮庁舎等におきまして消防団と連携し、地震発生を想定した危険回避行動訓練や情報伝達訓練を実施したところであります。

一方、昨年12月7日の津波警報に伴う避難勧告発令の際には、浜通り地区から丘通りへ向かう車の列で町道3号山下花釜線が渋滞するなど、一つの課題が浮き彫りとなりました。このことから、今後の防災訓練につきましては、浜通り地区で現地再建している住民の方を対象とした津波避難訓練を取り入れ、避難行動を体で覚える機会を設けると同時に、防災上の課題を洗い出し、今後の防災対策に役立てたいと考えております。

次に、防災教育についてですが、防災は基本的には個人の取り組みであります。地域社会全体の取り組みでもあります。また、避難行動と防災活動の内容には家庭や地域

と深くかかわっていることも多く、防災教育をより効果的に推進していく上で、個人、地域、行政が密接な連携協力体制を整え、自主防災会等を初めとする地域社会の主体的な取り組みを積極的に支援していくことが重要であります。

また、小中学校における防災教育に関しましては、防災に関する正しい知識等を身につけさせ、児童生徒みずから状況判断を行い、危険を回避するという防災教育は、命を守る上で非常に重要な役割を果たすものと認識しているところであります。このため、教育委員会では現在、震災を教訓とした各学校ごとに防災マニュアルの策定を進めているところでございます。

次に、避難マニュアルについてですが、現在進めております山元町地域防災計画の見直し作業と並行して各種災害対応マニュアルの策定に取り組んでまいりますが、東日本大震災での教訓等から、有事の際には町民一人ひとりが自分の身は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るという心構えを持って、適切に避難行動等ができるよう避難マニュアルを整備したいと考えております。

なお、地域防災計画の見直しや災害対応マニュアルの策定期間については、平成26年3月を目途としており、その内容や進捗状況等につきましては、議会の皆様にも定期的に報告させていただくなど、住民の皆様と一体となった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、災害FM等についてですが、臨時災害FMりんごラジオは、発災直後から現在に至るまで、臨時災害放送局として町が保有する災害復旧・復興関連情報を初め、被災者の方々の生活再建に関する情報や各種の行政情報の発信、さらには議会定例会における本会議等のリアルタイムな中継放送など、実に幅広い分野にわたる取り組みを通じて、開かれた町政並びに議会活動の公開性、透明性の確保に大きな役割を果たしていただいたものと認識をいたしております。

これから防災集団移転事業やJR常磐線の復旧事業等、町の復興・再生が本格化する中で、今後も町民の皆様が関心をお持ちになっている情報を中心にタイムリーな情報発信を行っていくためには、りんごラジオは必要不可欠な存在であると考えております。

次に、7点目、緊急時の他市町村や企業との連携についてですが、今回の大震災では、ライフラインや情報通信網が断絶する状況下で、災害救助や数多くの避難者への救護対策など、さまざまな面において十分な対応が困難な状況に陥りました。その後、被災地の惨状がテレビなどの報道等で全国に伝えられたことなどにより、全国の自治体を初め各地の企業やボランティア団体等からあらゆる分野において温かいご支援が寄せられ、現在の復旧・復興の姿に結びついているものと感謝しております。

現在、町では大規模な災害等に備える手段の一つとして、応急復旧活動の体制整備が的確に図られるよう人的支援、物資供給、資機材の提供、緊急輸送活動等の災害時相互応援協定の締結に努めてきているところであります。具体的には、震災後の昨年11月21日に締結した角田市、兵庫県朝来市との2市1町による自治体間の相互応援協定を初め、12月26日には公益社団法人隊友会、宮城県隊友会山元支部との災害時の協力協定、そして、2月28日にはNPO法人コメリ災害対策センターとの物資供給協定を締結してまいりました。

このように、他市町村との連携では、震災時相互応援協定の締結により被災した自治体の要請を待たずに迅速な応援出動等につながり、また、企業との連携では、専門的な

知識や初動対応に必要となる資機材等や生活用品、食料品の確保につながるものであり、迅速かつ適切な応急復旧活動が可能になるものと考えております。

今後も、緊急時におけるスムーズな応急対策等が図られるよう、職員派遣などさまざまな支援を応援として自治体等との災害時の相互応援協定に取り組むなど、引き続き災害時における体制強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

2番（岩佐哲也君）はい。それでは、細部にわたりまして質問いたします。

まず、1点目、(1)の海岸堤防関連でございますが、今、答弁いただきました数字は進捗状況77.6パーセント、ただしこれは発注が完了していると、発注の数字が77.6。町民にとりましては発注も大事でございますが、問題は、いつできるのか、どの程度完成しているのかと。完工率といいますか、完成のぐあいをまず1点、お伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。工事の具体的な進捗状況については、担当のまちづくり課長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。工事の発注に伴います現場の状況でございますが、国土交通省、農林水産省、水産庁とそれぞれに工事を発注しており、27年度までの完成に向け、鋭意進めているところでございます。各省庁関係機関に出来高等の状況をお伺いしたところではございますが、具体的な出来高率という形での数字は現在のところ、公表されておらないということで、ご報告をさせていただきます。

2番（岩佐哲也君）はい。機会あるごとに堤防、海岸へ行っていますが、中側までは行けないんですが、笠野あたりまでは大分進捗、完成といいますか、引き渡しで初めて完成だろうとは思いますが、そういう意味じゃなくて、実態としては笠野あたりまでは大分進んでいるなという印象は持っておりますが、そこから南の方は余り進んでいないんじゃないかという状況でございます。平成27年度完成だという今の回答でございますが、当初から27年度完成ということでございますが、順調に進んでいるのかなという感じがしますが。なお町民にとっては心配なことでもございますし、その都度、担当課としてはチェックしながら情報を町民に提供していただきたいというふうに思います。

そこで、防潮堤の強度についてちょっと質問させていただきますが、従来の、2年前の大震災の津波が来た場合に、従来の堤防と今度構築されます堤防とでは強度、そういったものはどんなふうに強化されてつくられているのかですね、その辺の状況についてお伺いしたいと。といいますのは、坂元駅のプラットホームを見たときに、私素人でよくわからないんですが、東側の線路は残っていたんですが、西側の線路が流されている。ということは、今度の堤防も、いわゆる裏のり部分といいますか、あそこの部分から最初に瞬時にして破壊されたのではないかということで、その辺の強化がどんなふうに対策を練られているのか。国の事業だと思んですが、まちづくり担当課としても把握されているのかなということで、その辺の強度、町民の安心感を伝える意味でも、どういうふうに強化された工事が進んでいるのかお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。震災前の堤防と比較して、進められている堤防がどの程度強い構造になっているのかということに関しましては、この後、成田副町長の方からご説明させていただきたいというふうに思いますけれども、私の方からは前段の補足を兼ねてちょっと説明させていただきたいと思っております。確かに、現段階では関係省庁から具体の工事

の出来高を具体的な数字でお示ししていただいている状況でございますけれども、少なくとも予算面では相当必要な予算が確保されて工事が進められているというふうな状況でございますし、あるいは、具体の事業の進捗の関連につきましては、今、岩佐議員の方からご指摘がありましたように、沿岸の砂のあるなしが非常に工事に大分影響があるというふうなことでございまして、確かに町内の北側の牛渡河口付近の部分の事業の進捗が目に見えた形になっているし、磯浜海岸に近いところは残念ながら砂浜がないというふうな状況の中での工事で少し悪戦苦闘しているということでございます。

いずれ、以前にも復旧・復興の状況を町民の皆様方にご案内する機会がございましたけれども、今後とも要所要所で直接、町民の皆様にも確認できるような機会などを通じて、少しでも進捗状況の把握、安心・安全につながる対応をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（阿部 均君）防潮堤の強度について。

副町長（成田隆一君）はい。岩佐議員の堤防の強度がどのように変わったのかという、こういうご質問でございますけれども、具体的には安全率というふうな形で数字であらわしておりますけれども、この安全率も津波の大きさによってそれぞれ違いますので。ただし、堤防は同じ形態になっておりますので安全率が場所によって変わってくると、こういうような形態でございまして、数字であらわすのはちょっと私ども、具体的な数字を持っておりませんので控えさせていただきます。構造的には今、岩佐議員ご案内のとおり、駅の裏側の方が洗掘されるというふうな形態で、今回の堤防の破壊過程も波側からじゃなくて裏側から破壊されてきていると。こういうことで、今回、国土交通省、それから県、それから農水省等、研究会等も開きながら決めてあれしたのは、裏ののりのところにもコンクリートをきちっと巻き、それから、のり尻のところのにり尻コンクリートというふうなものをきちっと打ちまして、そこの洗掘を防止すると。こういうふうな構造で、従来の堤防よりもかなり強い堤防、いわゆる「粘り強い堤防」と、このような表現をされておりますけれども、そういうような強い堤防に今、築堤しているというふうなところでございます。以上でございます。

2番（岩佐哲也君）はい。今、粘り強い構造の堤防だということなんですが、堤防が完全に津波に耐えられるかと。恐らくはそれは完全ですということはなかなか言いにくいと思います。ただし、減災として、今回の場合はほとんどの堤防は瞬時にして破壊された。ただ、岩手県の方に行きますと、6分間だけはもって6分後に決壊した。あるいは、普代の奇跡と言われている普代の方は、15メートルの高さだったということもあったんでしょけれども、死者ゼロ。高さが全てだということじゃないんですが。裏のり部分を強化したということで、町民にとってわかりやすく、我々素人にとってわかりやすく言って、従来の堤防と比較してどの程度、例えば3倍、例えばですが、そういう表現はなかなか簡単にはできないだろうと思うんですが、何かそういうわかりやすい表現の方法がもしあれば。いや、従来と同じ津波に対しては10分間は余計もちますよくらいの、もしわかれば、なかなかこれは断定的に言いにくいだろうと思うんですが、数字上で何か出ているのがあれば。いずれはシミュレーションで出してもらおうことになると思うんですが、もしあれば教えていただければと思います。

副町長（成田隆一君）はい。数字上というふうなことでございますけれども、なかなかその数字が今出ていないのが現実でございまして。考え方といたしまして、津波に対して完全にそ

それを抵抗するという考え方は今回、我が国ではそういう基準にしておりませんで、ハード・ソフトを両方バランスよくそこに対応しようというふうなことから、今回は最大15メートルの波が来ているということでもありますので、そうしますと、15メートルの堤防をつくるかというふうなことでは、これは非常に経済的じゃないというふうなことから、我が町も多重堤というふうな形で、堤防の高さは、溢流しても、次のところも溢流しても、それをだんだんだんだん減らしていこうというふうなことで、ハード的には徐々に徐々に減水をさせると、こういう構造。それから、ソフト的には避難をして人命を救うと、こういうふうな形で、ハード・ソフトともに、ハードだけではなくてエネルギーを減少させながら徐々におさめると、こんな考え方で今、防災対策を進めているということをご理解いただければと思います。

2番（岩佐哲也君）はい。ソフト面については後ほど、6番、7番で質問させていただきます。

そこで、ハード面でお尋ねしますが、先ほど町長から話がありました。いわゆる砂浜との関係があって工事がなかなか難しい、あるいは、成田副町長の方からも南部の方は直接、砂浜がなくて直接と。そこで、お伺いします、話が出ましたので。昭和40年代のデータを調べてみますと、砂浜の部分ですね。50メートルから60メートルあったと。平成20年代に入りましてこれが20メートルぐらいになっていると。もちろん、ほとんど重なるところは、一部、海岸から波消しブロックに直接来ているいわゆる砂浜のない部分がありますが。問題は、砂浜の幅があれば同じ堤防の強度であっても当然、災害といいますか、圧力、津波の被害は少なくなると思うんです。海岸、砂浜のない部分を、堤防を強化するために砂浜を拡大すべきだと個人的には思うんですが、そういった部分についてはどうお考えなのかお伺いします。

副町長（成田隆一君）はい、議長。岩佐議員ご指摘のとおり、砂浜が長ければ津波対策については非常に有効的であると。今、ご指摘のとおり、昭和と平成では砂浜の幅が大分変わってきているというふうなことでございまして、これは確かにいろんな要因があるかと思えますけれども、日本のこういう海岸線が非常に長いところでは、いろんな形態の中で、浸食される場所、あるいは蓄積される場所がございまして、我が町にとりましては浸食される地形というふうなことになっておりまして、ご案内のように、国土交通省がヘッドランドを設置しながら砂浜を養砂していこうというふうなことで、砂浜部分ができるだけ多くしようと、こういう対策を講じていただいておりますので、町といたしましてはこのヘッドランドの効果を期待して長い砂浜を形成できることを祈念しております。

2番（岩佐哲也君）はい。総合的にあの地区、堤防付近の砂浜を含めて町民にとって安心・安全な環境づくりといいますか、状態をぜひとも進めていただくということで次の質問に移ります。

その隣になります。防災緑地、これは一部200メートルの幅だとか、あるいは築山をつくって10メートル、あるいは低いところで7メートルとか8メートルとかという構想がありましたが、最近ちょっと何か、高さが3メートルとかそういう、あるいは、何を植えるかということも含めて具体的にもう当然進める段階に来ていると思うんですが、その辺の具体策についてお伺いいたします。どうなっているかということをお伺いしたいと思います。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。防災緑地につきましては、まずは防潮林、それから裏側に

防災公園等を設置するというような形で今、検討をしてございます。先ほどお話のありました3メートルという部分につきましては防潮林の部分、こちらに植栽をする際に、根の張りが、ちゃんと伸びるよというこで、地下水から3メートルの盛り土をした上で植栽をするという部分でございます。

それと、お話のありました7メートルとか10メートルという部分でございますが、その辺は減勢効果を考えた築山を配置しようというのが震災復興計画の中身でございます。ただ、今現在の状況といたしましては、減勢効果に対する計量的な説明ができないという状況がございまして、減勢効果のために築山を多数配置するというのは現在としては非常に難しい状況になってきているというのが現状でございます。ただ、一方といたしまして、周辺で例えば営農されている方、それから来訪された方、その方々の避難施設として築山を設置をしていくということは可能であるというふうに考えておりますので、減勢効果ではなくて、そういう避難施設として築山の設置というものを検討してまいりたいというのが現在の検討事項でございます。以上でございます。

2番（岩佐哲也君）はい。先ほどの町長の説明で、岩沼市の防災緑地事業等を参考にしたいということで話が出ていました。岩沼の場合は横浜国大の宮内先生という方の指導のもとに進んでおられるようですが、この先生も築山についてはかなり瓦れきを利用した、根の深い、自然林タイプの築山ということで研究されて提唱されているようですが、我が町ではいわゆるクロマツ主体のそういったことなのかどうかを含めて総合的にどう考えているのか。もちろん、今、津波の減災効果がメインではないようなお話をちょっと室長の方から伺ったんですが、もともとは減災効果がメインで、それプラスいろんな、防災緑地をどう使うかという構想だったのかなと思うんですが、そういう部分がだいぶ薄れてきたのかなということで、その部分についてちょっと確認で教えていただきたいと思ます。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。まず、最初の瓦れきを使用するという部分についてでございますが、その中に入れるものとしては将来的にも腐敗とかそういうものがないようなものということで選んでいかなきゃならないという部分がございます。それで、現状としては、瓦れきの活用ではなく粘性土、そういうもので水流にも耐えられるようなものを主体として検討したいというふうに思っております。ただ、そういう瓦れきを使ったという事例があるという部分があれば、その辺もちょっと研究をさせていただきます、そういう活用についても検討はしていきたいと思っております。

それから、植栽の部分でございますが、減災のためにということで考えてはございます。ただ、状況としては、減勢効果というものを明確にやはり説明ができなければなかなか交付金の活用という部分については難しいというのが実態でございますので、そういう中でも避難施設という形で少しでも築山をつくっていききたいというふうに今、検討しているというのが実情でございます。以上でございます。

2番（岩佐哲也君）はい。減災効果も含めた築山、あるいは防災緑地整備を岩沼その他の市町村の状況も踏まえながら具体的に再度、検討していくということでございますし、また、植栽に関しましては、我が議会でも詳しい同僚議員もおりますので、そちらに譲ることにしまして、次のこの堀の問題についてお伺いします。

昨年6月にも私も一般質問でさせていただきました。河北新報のシンポジウムで国際センター、仙台であったときにも、東北大学の名誉教授の首藤先生がおっしゃって

ました。名取の例を挙げて写真、スライドを使って説明されていましたが、いわゆる名取市では、そういう効果が、減災効果があったというような、細部についてはもっと研究中だろうとは思いますが、そういう話が出ていました。1つには、一旦津波が襲来したその受け皿になったと。ほんの何秒かだったろうと思いますが、それによって逃げる事ができた人が何人かおられたという話もされてました。そしてまた、逆に、返しの波があったときに、町の市街地の瓦れきその他があそこで一旦は、全部じゃないけれども食いとめられたと。結果として、その効果があったろうと思うんですが、閉上のアカガイ漁がもうスタートしていると。一方、我が町のホッキについては、まだ瓦れきが残っていると。たまたま昨日、テレビでやっていたけれども、東北大学の先生が調査したと。一部調査したら300個ぐらいブロックが残っていたと。ホッキ漁全体で見ると1,000数百個、まだまだ、その比率でいきますと残っていると。これは大変だということで、先ほどのご案内のとおり、県とか国で瓦れきを、今度は国の方でも瓦れき処理をするということで、していただくのはありがたいんですが、逆に、貞山堀がそういう減災効果に寄与したという、さらにまだ検討中であろうと思うんですが、そういう効果があったんですが、我が町ではそれを再度検討するお気持ちがないのかどうかお伺いします。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。先ほど町長の答弁の中にもございましたが、県の方で貞山運河再生復興ビジョン検討座談会というのを実施をしております。この中で、貞山堀の減災効果、例えば津波の到達時間であったり、それから浸水域の減少であったり、そういう部分については検証を今、している最中でございます。その中で、非常に効果が認められるというような状況になり、さらに、そういう防御施設として復興交付金の中でもそういう整備というのが認められるという状況になれば、山元町においてもそういう部分を鋭意進めていきたいというふうに思っております。ただ、現状においてはその効果等についての検証がまだ終わっていないという状況でございますので、そちらの方の状況を確認した上で今後、考えていきたいというような状況でございます。

2番（岩佐哲也君）はい。減災効果、今、総合的に検討中だと、結果を見てというお話でございました。

戸花川から下流に、あるいは高瀬川に抜けて、ちょうど新浜地区に一部の堀といいですか、あれがありましたね。釣り具屋さん、北海屋さんがあった東側あたりがちょうど四、五年前、改修したばかりの、ああいったものをもうちょっと拡大すると。いわゆる津波対策であると同時に、町内の、後で質問の予定ですが排水対策にもなるとうことで、再度、いろいろ検討、結果次第でしょうけれども、ぜひとも検討して、排水あるいは津波対策の減災対策としても効果を期待したいというふうに思いますので、検討いただきたいと思います。

そこで、次の質問に入りますが、県道亘理相馬線のかさ上げについてでございますが、この前、話ありましたが、現在、山元町内ではTP5メートルと4メートル、2種類、厳密に言うと戸花川、坂元川で10メートル、TPで10.5メートルという3種類の高さになるわけですが、仙台と新地町、これはTP8.2から12ですね。仙台は全部、現在の道路から6メートルかさ上げしてTPで8.2から12.7までになると。両サイドが高くて、海の方から見れば、山下駅周辺部ではTP5メートルで来ている。笠野から新浜海岸においては4メートル、坂元駅のあたりを抜けて中浜地区で4メートルと。

これはなぜ5メートル、例えば亘理、同じ町内でも5メートルと4メートルとこう、なぜ4メートルなのかということなのですが、それについての質問です。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。ただいまの質問なのですが、先ほど町長の答弁の方でもありましたが、先の特別委員会の方で県の方からも説明があったところでございます。実は、県道相馬亘理線、二線堤の効果ということの検証の中で、県なり町なりと共同しまして、復興庁に対しまして道路の高さを設定を変更しながら、津波シミュレーションの検証なども行ってまいりました。その結果といたしまして、全体を5メートルで整備する場合、それから今回お示ししました北側を5メートルで南側を4メートルでといったような高さの設定でシミュレーションをかけた場合、こういった場合の比較検討をした結果、費用対効果の部分なんですけれども、要は南側を4メートルにすることによって、5メートルの場合とさほど大きな影響のない浸水域の範囲というようなものが確認されたというようなことでございます。もちろん、最初の部分ではTP5メートルということで一律の高さで計画の検討を進めていたというような経緯はあるんですけれども、実際、事業を進めるに当たっては、さらにその効果を得られるためにどれぐらいのコストの軽減化を図れるかといった部分の検証も必要になってくるのが事実でございます、そういった部分を県なり復興庁なりの方と協議、調整させていただいた結果、今回のような高さの設定で十分な効果が得られるであろうというような判断のもとに高さの設定をしたというふうに伺っております。以上です。

2番（岩佐哲也君）はい。今の説明ですと、費用対効果ということが前面に、背景にあるような感じがします。これもたまたま昨日、テレビでやっておりましたが、ある研究機関で津波シミュレーションといいますか、人体実験をやっていました。結論から言いますと、60センチの膝まで、大の大人の人が60センチまでの津波、浸水の津波ですが、だと、死亡率70パーセント、1メートルだと完全に100パーセント死亡率だと。この1メートルというのは非常に重要な。これによってどう救われるかと。人命その他を最優先で考えるべきであって、費用対効果を人命に置きかえるというのはちょっと私としては納得ができない。例えば、山元町で山下地区が5メートル、こっち4メートル、波によっては、5メートルのところは乗り越えなかったけれども4メートルのところは、弱いところに津波が集中して、そこから決壊して当然、津波も来るとなると、非常に被害は甚大になるという危険性がある。実際、例があったのは、今回の例でも小浦川から浸水して、本当は東から西に津波が来るのが南から来たような、例えば新浜あたり、笠野あたりはそういう現象もあったということは事実でございますので、これは4メートルで納得というのは、経済的な部分で4メートルで納得ということはなかなか町民にとっては説明しにくい。私は素人でよくわかりませんが、やはりこれではなかなか納得できないのではないかと。県とぜひ交渉していただいて、最低でも5メートルぐらい。新地町に行きますと8メートルですかね、TP。事実、8メートル。磯からすぐ行ったらもう8メートルになっちゃうと、道路がね。これで我が町で納得していけるのかなという素朴な疑問というんですか、安心ですよと言えるのかどうかという不安を覚えるものでこの質問をさせていただきましたが、ぜひ検討すべき重要な問題であろうと思うので、それについてどうお考えか、再度お尋ねいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。町民の安全・安心を限りなく守っていくというふうなことでの多重防御なり道路の高さ、これは議員ご指摘のとおり、大変基本的に大切なことでございます。

我々としても、今回の震災の教訓を踏まえて、少しでも高さを一定程度確保する中での安心・安全の確保に努めたいというふうな思いでいろいろと国あるいは県と調整してきたわけでございますけれども、やはり防災緑地にしてもしかり、全ての面で一定の説明責任というふうな個別具体の調整をいろいろやってきた中で、結果的にはご説明しているような状況になっているというふうなことでございます。もちろん、高さあるいは災害危険区域の土地利用の関係ですね。危険区域に設定した場合の海岸エリア、第1種を中心としたエリアでの具体の生活経済活動というふうになるものですね。人の往来がどういうふうになるのか、さまざまな面を考えての費用対効果ということでございますので、必ずしも人命を軽んじるというふうな意味での考え方ではないのかなというふうに思っているわけでございますが。いずれにしても、引き続き、かさ上げも含めていろんな場面で国なり県との調整が入ってきますので、我々も少しでも地域の安全・安心につながるような姿勢でこれからも調整してまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2番（岩佐哲也君）はい。国や県への説明責任というものがあろうと思っておりますが、私どもは、あるいは町執行部としては、町民に対する説明責任というものも、安心・安全を説明する説明責任というものがあろうかと思っておりますので、ぜひともよろしくこれは希望して次の質問に移らせていただきます。

そういったことで、第二線堤を今、検討中ということですが、第三線堤といいますか、新坂元駅周辺も含めて安全・安心を確保するという意味で、今年の3月議会でも一応方向性をご承認いただいておりますが、戸花山から瀧の山にかけての農免道路のかさ上げについてはどんなふうな、何メートルぐらいのかさ上げをご検討中なのか教えていただければと思います。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。戸花山から瀧の山にかけての道路でございますが、先ほど町長の答弁にもありましたが、こちらの道路を含む地区を圃場整備の事業計画の区域内に取り込むというふうな形で、今、その中の土地利用などに対しての検討を進めているというふうなところでございます。具体の道路の高さにあたりましては、まだ実際にこういった高さというところまでは結論としては至っておりませんが、先ほど申しましたとおり、津波シミュレーションなどの結果なども通じまして、どのぐらいの高さが妥当なのか、適当なのかという部分を今後検証していきたいというふうに考えておりますので、ご理解の方をお願いしたいと思います。

2番（岩佐哲也君）はい。至急検討して町民に知らせていただくことを希望しまして、次の質問に移ります。

避難道路については、先ほど10本ということで、これについては後段、同僚議員の質問もあろうと思っておりますが、多分ないだろうという部分をちょっと質問させていただきます。いわゆる道路の活用方法としての、あるいは構造上の問題で、12月7日にも非常に渋滞があったということで、アメリカなんかでは緊急時にはこの道路とこの道路は一方通行にするんだということで一方通行にする。あるいは、平常時から、東から西には2車線道路、西から東に行く者は1車線道路、変則3車線道路という道路も構造上つくっていますが、そういった道路を構築、あるいはそういうシステムを検討するお考えはないかどうかお伺いしたいと思います。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。ただいまのご質問にありました発災時の運用ということで、

一方通行であったりそういうような部分につきましては、避難路はそれは避難誘導の部分に大きくかかわってまいります。その中で、どういう方にご利用いただいて、そのときの避難を、ルールというか、そういう部分でできるだけ円滑に車が流れるような形の施策を考えていきたいと思っております。

それから、車線数の関係のお話もございました。車線数につきましては、県の避難路の標準という形で示されているのが車道が8メートルございまして、車が一応3台並べるといような形の幅員を想定しております。それというのは、1台が例えば乗り捨ての車であったり緊急車両の停車があっても双方向の通行が確保できるということで、そのような部分があっても交通障害を起こさないといような形の車道幅員を考えているところでございます。

山元町における避難路の部分につきましても、できるだけそういうような形の運用をしていきたいというふうに思っておりますが、その中でも交通量であったり道路の規格、そういう部分の縛りもございまして、交通量、それから規格、それから先ほどの交通障害が起きないような形、そういう部分を総合的に判断をいたしまして幅員の方については定めてまいりたいというふうに考えてございます。

2番（岩佐哲也君）はい。もう一つ、道路の運用方法で別な方法としては、ラウンドアバウト方式、いわゆる交差点のない方式というのが、フランスなんかはほとんど交差点のない、ドイツでは4,000か所あると。日本ではまだ10か所、テストケースでやっているということで、これは常日ごろから交差点付近では当然、大幅に減速をしないと通れないようなシステムで、これが随分今、普及しているようでございますけれども、例えば従来ありました花釜のセブンイレブンさんの前なんかには信号がありましたけれども、ああいった部分なんか、ラウンドアバウト方式という方式でどんどん切りかえていったほうが、災害時であろうと何であろうと、ほとんどそういうのがないと。これは経済的にもいいと。例えば信号は20年に一遍は交換しなければならないと、費用も膨大なものがかかるということでございますが、そういった方式を、ヨーロッパ方式を適用して避難道路にスムーズに、発災時にはスムーズに運用できるような方式を採用するお考えはないかどうかお伺いします。

副町長（成田隆一君）はい。ラウンドアバウト方式、確かにヨーロッパではこれがメインになっておりまして、我が国でも沖縄で取り入れられておりまして、東京でも2か所ほどございますけれども。日本の交通それから車社会の発達過程の中で、どちらかというといわゆるロータリー方式というふうなものじゃなくて立体交差方式というものを日本の道路構造では選択してございまして、そのもともとの交通の処理に対する考え方がどちらがいいかということの選択で、日本はもう既に立体交差方式を採用しておりますので、これを新たにロータリー方式に変えようと思しますと用地が非常に大きくなるというふうなことなどもございまして、今の道路構造の基本の考え方は立体交差方式というふうなことになっておりますので、その辺をご理解いただければと思います。

2番（岩佐哲也君）はい。ラウンドアバウト方式というのは、私も勉強不足であります。都市型には向かない。立体交差は都市型のところであって、我が町に立体交差の道路は今のところないわけですし、先ほど申し上げましたとおり、花釜のセブンイレブンさんのある集会所の交差点、例えばですけれどもね、今まであったところ。ああいったローカルにこのラウンドアバウトは向くのであって、我が町はローカルですからそれをベースに

お話をしたということで、検討する余地が私はあるのではないかと思うので、今後、避難道路のときにはひとつ検討に入れていただいたほうがいいのではないかとということでご提言申し上げた次第でございます。

それでは、次に移りますが、排水対策ですが、先ほど町、下郷については縷々ご説明いただきましたので、原因その他は当然専門の執行部の方では検討いただいていることでございますので、ぜひそれを一日も早く着工していただいて、あの地区の方に安心・安全を、そういう気持ちを持っていただくと。

そこで、もう一点、水門の件ですが、水門も何点か後段、同僚議員からあると思いますが、1点だけ小浦の水門ですね。先ほど、前回の津波でもあそこから決壊して、決壊してというのか、あそこからの海水の浸入が多かったということも含めて、小浦あたりはどんな状況なのか、どういうお考えなのかお伺いします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。小浦に関しましては、今、排水対策の方でさまざまな検討をさせていただいております。議員ご指摘のとおり堤防のないところということで、本町においては唯一の箇所でございます。今回の津波の際にもその部分が最初に襲来したということも聞いております。そこで、排水検討の中では小浦を閉め切るといいのかどうか、その辺も含めて今、検討しております。基本的には我々は、堤防は、山元町内の堤防は11キロについては閉め切りを要求しております、考え方としては。しかし、排水のあり方について、農業用排水路の機能もございまして、排水の処理、坂元川に振ったらいいのか、あるいは南の赤川に振ったらいいのか、あるいはポンプアップで小浦の河口から排水するのが適当なのか、その辺も踏まえて今、検討している最中ということでご理解を賜りたいと思います。

なお、先ほどもお話がありましたが、防災緑地関係の土地の形態によりましてその排水解析等の内容が変わりますので、その辺も検討の材料としておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。若干、時間をいただきたいということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

2番（岩佐哲也君）はい。わかりました。それでは、次に移りますが、避難ビル設置関連ですが、これについては先ほどご説明いただきましたとおり具現化をしていただきたいと思いますが、1点だけ、先の震災時にも見られたことですが、いわゆる要介護者が避難した。一次避難でとにかくどこでもということで急ぎ来たと思うんですが、我が町にはいわゆるそういった方を受けの専門の避難所というのがないのではないかと。今後、そういったものを設置して、最初からそこに、最初の一晩二晩が大変だろうと思うので、最初からそこに避難するようなそういう設置を、例えば宮城病院周辺に設ける必要があるのではないかとと思いますが、そういうお考えがあるかどうかお伺いします。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。今、議員がおっしゃったとおり、福祉避難所的なものというのは必要だというふうに町としても考えております。ただ、場所等については、いわゆる医療的な支援が必要であったりあるいは介護的な支援があったりとか、いろんな側面での支援が必要な方々がいらっしゃると思いますので、今後、場所については検討させていただきたいと思います。以上です。

2番（岩佐哲也君）はい。それでは、そういったものをぜひともつくっていただいて、町民に周知徹底していただいて、とにかくいざ何かあったときには、まずそういった方はそこに避難していただくという体制をぜひともつくっていただきたいと。

次に、防災訓練その他ですが、私もこういう防災計画というものをちょうだいして今回も目を通しています。河川浸水域とか津波浸水予測とかありますが、これはなかなか、予測でしたからこれについてどうのこうのは申しませんが、大幅に状況が変わったわけですから、大至急、今進めているということでございますが、大至急、防災マニュアルというものを、あるいは防災マップといえますか、そういったものをぜひ大至急つくるべきじゃないかと。それはいつごろまでどうだということは先ほど26年の3月までということですが、これらはこの前の、ご存じのとおり12月7日にもああいうことが発生しているわけですから、仮でも結構ですから大至急つくって、町民にやって、完成は26年の3月でもそれはあれかもしれません、とにかく今ある避難所、例えば中浜とか山二小なんかないわけですから、じゃあ、あの辺の人はどこにどうするのかと、仮設の人はどうするのかということも含めた第一次といいますか仮のといいますか、そういうマニュアルを示すべきだと私は思うんですが、そういう計画があるのかどうか、なければ進めるべきだと思うんですが、ご意見をお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。防災計画、正式に見直すまでの期間の対応としての備えを少しでも急ぐべきじゃないかというふうなお話でございました。全くそのとおりでございます。町としても、今回の大変な災害なり教訓を踏まえながら、なかなか一挙にはやれないわけでございますけれども、一つ一つ可能なものから取り組んできたところでございます。津波の警報、発表時における初動対応マニュアルですね、このときにおける津波到達時間、予測時刻の30分前には消防団の活動なりあるいは各地区の自主防災組織の方々の活動、これをあらかじめルール化するといったこと等々含めて、少しずつ手がけてきております。防災計画はどうしても根幹となるものを記したものでございますので、議員ご指摘のとおり、やはり職員も、あるいは町民の皆様も、いざというときにどういうふうな行動をとればいいのか、それをお互いに共通理解するものがマニュアルとして必要でございますので、これはこれからの訓練を重ねながらの検証など、災害時の検証も含めて少しずつ整備を進めていかなければならないのかなというふうに思っておりますので、計画と並行して極力、早目に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

2番（岩佐哲也君）はい。至急町民に示していただき、安心していただくように希望しまして。

次の情報伝達ということで、前回の災害時には防災無線が故障したということになかなかうまく伝わらなかった部分があったらと思います。その結果、町職員の方、消防団員の方も非常にご苦労されたと思うんですが、そんな中で災害FMラジオさんの方で、いろんな意味で町の、あるいは町にかかわって、当然町もかかっているわけでございますが、いろんな意味で、情報伝達には町民にも大分FM災害放送というのが浸透してきているんじゃないかと。ところが、これはあくまでも臨時の対応でございまして、国としては臨時電波法で臨時で、当初2年間で1年間延長になった。ところが、いずれ来年の3月には臨時災害としての認可は恐らくなくなってくるんだろうと。非常に厳しい現状、運営面その他で厳しくなる。コミュニティ災害に移行して継続するという町長の前の依頼があったと思うんですが、そういう意味で、コマーシャルだけでは、スポンサーだけでは成り立たないと。今現在、資生堂やら3社で応援いただいていると思うんですが、これもいつまで続くかわかりませんが、これは町民にとっては非常に大事な情報伝達源だと。これに対して、町長の先ほどの認識は非常に重要だという認識を、私らも同じ認識を持つものでありますが、来年以降も含めて今後、どういうお考えなのか

確認をしていきたいと思えます。

町 長（齋藤俊夫君）はい。現在のりんごラジオは、たしか臨時災害FM局というようなことで、現在の免許期間が今月の3月20日までというふうなこともございましたので、向こう1年間の免許期間の更新をしているところでございますので、来年の20日までは今のままでということでございますが、問題はご指摘のその後の関係につきましては、先ほどもお答えしましたように、りんごラジオが果たしている役割がとても大きいというふうに認識しておりますので、来年の免許期間完了後におきましては、今、運用にご尽力いただいているりんごラジオの高橋局長さんを初め新潟のFM長岡の関係者の皆様、皆様のご協力をいただきながら、コミュニティFMに移行し存続を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

2 番（岩佐哲也君）はい。今後、コミュニティFMとして活躍いただきたいという町側の意向であります。ぜひFMさんにもいろんな意味でグレードを上げていただきまして、町民のためにご活躍いただきたいと思えます。

最後の項目の質問に入りますが、緊急時の災害協定といえますか、応援体制と、こういったもの。先ほど朝来市と角田市との協定があったと。同時にコメリさんとの支援物資その他の協定があったというふうに報告といえますか、伺っておりますが、中身、少し不足しているのではないかなと思われる部分が、要するに食料品関係の協定はどうなっているのか、あるいは医薬品も含めて、そういった部分の協定がどうなっているのかということについてお伺いしたいと思えます。

危機管理室長（武田正則君）はい。食料品関係の協定ということのご質問でお答えさせていただきます。食料品関係の協定先も、町内にあるセブンイレブン、ローソン初め多数のコンビニエンスストアさんがございます。そちらの方の協定も視野に入れて、先方の方に問い合わせ等をした結果でございますが、既に県単位でコンビニエンスストアさんの方は、セブンイレブンを初めそういう単位で契約していると。個々の市町村とは基本的には全国どこでも協定はしておりませんと。山元町としてもそのようなことで協定は控えていただきたいというようなことでございました。ただ、物資提供につきましては、県の方から主体的に各市町村の窮状にあわせて物資を提供いただけるという内容でございますということで説明がございました。そういう状況で、コンビニエンスストアさんの方についてはちょっと困難でございますが、他の食料品を扱っている部分、今後も協定先ということで探っていきたいと考えております。以上でございます。

2 番（岩佐哲也君）はい。今の回答は、セブンイレブンは県を通じた食料品関係を供給いただけると、そういう提携を結んでいるので大丈夫だというふうに解釈してよろしいんですか。

危機管理室長（武田正則君）はい。そのとおりでございます。

2 番（岩佐哲也君）はい。亘理町は仙台コココーラさんとあれして飲料水関係を確保していると、それから、大河原町さんはみやぎ生協さんと提携して食料品を確保していると。いざ何かあったときにですね。我が町もやはりセブンイレブンさん、県の方を通じてとなるとそれなりに県全体のセブンイレブンでしょうから、ここにもうちょっと具体的に、食料品に関する確保する協定先を探してもいいのではないかなと。安心・安全のために、町民の。そういうお考えはないのかどうかお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほどの前段の質問に補足を含めて、今の質問にもお答えさせていた

だきたいと思います。震災前に応急の生活物資の供給というふうなことでは、一つは亙理名取広域行政組合の連絡協議会と、いわゆる生協さんですね、こちらとの締結がございますし、あるいは、自治体関係では、福島・宮城・山形の広域行政、県等で構成する市町村、この間で生活の必需物資、資機材の提供等についての締結がなされていると。あるいは、もっと広域的な関係でいえば、北海道・東北の7道県の中での応援協定の中にも生活必需品があつて。いわゆる複層的な応援協定なり支援の関係が構築されているというようなことでございますので、問題はいざとなった場合の運用といいますか、被災の状況、道路の状況とかいろいろあるわけでございますけれども、いずれ基本的には、基本的な部分での締結、震災前から一定程度はなされているというようなことをご理解をいただきたいというふうに思います。

2番（岩佐哲也君）はい。さまざまな町民の立場で、町民に安心・安全を少しでもしていただくという意味で、情報提供していただくという意味で質問させていただきました。ことしは復旧・復興の最後の年であります。町民に目に見える安心・安全を少しでも、一日でも早く確立していただくことを希望しまして私の質問を終わらせていただきます。

議長（阿部 均君）2番岩佐哲也君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は午前11時40分といたします。

午前11時28分 休憩

午前11時40分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）12番佐山富崇君の質問を許します。佐山富崇君、登壇願います。

12番（佐山富崇君）はい。平成25年第1回議会、12番佐山富崇、一般質問をいたします。

時間の配分上、2件目から質問をさせていただきます。2件目、JR常磐線の復旧についてであります。

震災津波の大災害からはや2年、先日、3月1日の新聞報道、河北新報の18面、「離郷まち未来図に影」の記事がありました。人口変動状況、減少率22パーセント、女川町第1位、岩手県大槌町20パーセント、我が山元町18パーセントの堂々の第3位であります。女川町には原子力発電所がありますし、大槌町は町長を初めあまたの職員が犠牲になられた町であります。そういう悲しい事情がある町と、被災3県での減少率3位の山元町は銅メダルということであります。残念きわまりないことであります。これは常磐線の遅れが起因しているということは疑うことなき事実で、当初、用地取得に数か月としたものが、ようやく地権者に説明会が始まったばかりであります。以下について伺いたいと思います。

一つ、過日、2月24日の用地補償説明会の状況をお伺いしたく、まず、そのうちの参加人数等を地区ごとに、その地区で本来は何人いたんですが実際参加したのは何人という説明をお願いしたいと思います。

それから、地権者の反応はどうであったのか、スムーズにいくと感じたかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

二つ目、12月議会で約80件の相続発生と答弁されておりました。変化はあるのか

どうか、その後の状況をお伺いしたいということでもあります。

また、その相続発生件数を古い順に20件ほど示してほしいということでもあります。

また、4点目としまして、反対運動に対し12月議会で、丁寧な説明をし、理解と協力を求めるとご答弁なさっておりました。どのように、いつ説明をし、理解を求めたのかお伺いするものであります。

5点目、町長がみずから出向いて協力を求めるべきであると私は考えますが、町長、そのようにするお気持ちがあるやなしやをお伺いしたいということでもあります。

以上が、本来であれば2件目でしたが、第1番目に質問をさせていただきました。

それで、本来の1件目、土地利用計画について質問をいたします。

国土利用計画法第8条の3項の規定で、同意を得るため議案第35号の提案になっておりますが、以下、伺うものであります。

総合計画、今回は「復興計画」と置きかえるというふうなことでありますが、総合計画は本来であれば土地利用計画ができて後に総合計画ができて議決されるもの、それがなぜ逆転したのか。本末転倒、引っくり返ったのかということ。丁寧な説明はまだありませんので、丁寧にご説明をいただきたいということでもあります。もちろん、あのときは緊急のときでありとかいろいろ出てくるでしょうが、丁寧な説明でありますので、あえて伺っておきます。

2点目、3地域、東部、西部、中央部というふうな区分けをしているようですが、3地域別に町土における面積と割合、居住人口を示していただきたいということでもあります。

3点目は、抜本的排水計画を作成すると、最初は年内あるいは1月というふうなお話でありました。その後、3月中にはというふうなお話でありましたが、いまだにその骨子すら私ども聞いておりませんので、いかがなものかなと思っております。いつできるのか、その辺も含めてお伺いをするものであります。

また、水面、河川、水路が7ヘクタール程度減となるという見込みは納得できないものがあります。つまり、抜本的排水計画との関連において納得できないものがあるので、何で7ヘクタール程度の減と見込んでいるのかお伺いするものであります。

5点目、盛り土による防潮堤・防災林緑地整備としておりますが、そのためにこそ堀の掘削や土量湧出を図るべきではないのかと。この辺に関しては先ほど同僚の岩佐哲也議員が質問なさっているので、まずさっちゃんくは同様なお答えが出るのかなとは思いますが、お答えいただきたいと思えます。

6点目、メモリアル公園の整備ということをやっております。その事業規模、つまり予算、面積、財源先というようなことをどう見込んでいるのか、その辺をお伺いするものでございます。

また、7点目は、その公園の完成後の管理費ということになると、これは町の持ち出しになるんだろうと。つくるときは違うのかもしれませんが、管理費は町の持ち出しではないのかなと。大変今回の25年度予算案を見ても町税が落ち込むという見通しが立っていらっしゃるので、その回復はなかなか厳しいのではないかなと思う矢先に、また新たな町単独の予算を使うメモリアル公園の管理費ということになるのはいかがなものかと。これは今後、国・県に管理費も見てもらえる見込みがあるのかどうか、その辺をお伺いしたいものであります。

8点目、宅地において55ヘクタールの増加を見込み、目標値を471ヘクタールとすると説明文にはあります。平成22年は550ヘクタールで構成比8.5パーセントになっているので、そういう意味からいうと471ヘクタールというのは55ヘクタールの増加にはならないのではないかと疑問なので、これをお伺いするというのが8点目でございます。

以上、土地利用計画案についての質問でございます。

3件目に入ります。山下第二小学校の復建についてであります。

山下第二小学校、山下小学校に間借りしている状況から、復建すると諮問委員会であったので、教育委員会の基本方針になるというように教育長からも聞いていたところがありますので、以下のことについてお伺いをします。

1点目、これからの復建についてのスケジュール、まだ具体的にはなっていないのでしょうけれども、頭にあるスケジュールで結構でございますからご答弁いただきたい。

また、復建する位置、場所ですね。それに伴う学区編制はどうなるのか。そういうことをお伺いしたいと。これが2点、3点目でございます。

4点目、防災避難所としての役割と機能をどういうふうにしたせるのかなど。学校であります。先ほどの町長の答弁にもありましたね。学校、公民館等は避難所としての機能を持たせるというお話がありましたので、その辺のところをお伺いしたいわけでありまして。

それから、5点目としまして、もとの場所の旧校舎、旧山下第二小学校の校舎の解体が終了したようではありますが、石誌、石碑類がどこに移送保管しているのか。今後、どういうふうを活用というか、していくのかなど。何しろこれは、学校というものは地域社会の住民と一緒に作り上げてきた思い出深い施設でもありますので、その辺をお伺いするものであります。

以上、お伺いいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

議長（阿部 均君）町長、齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。佐山富崇議員のご質問にお答えいたします。

大綱3点にわたりご質問をちょうだいいたしました。通告の順に従ってお答えをさせていただきます。

大綱第1、国土利用計画についての1点目、震災復興計画と本末転倒した理由についてですが、国土利用計画は、国土利用計画法第8条第1項の規定により、町の土地利用の行政上の指針となるものであり、議員ご指摘のとおり、平常時であれば上位計画となる国土利用計画を先行して策定すべきものと考えます。しかしながら、町としましては、今般の未曾有の被害をもたらした災害からの復旧・復興を緊急的に進める必要があったため、国及び県の指導のもと、土地利用計画のうち、復旧・復興に関連する事項を優先的に定めなければならないという、そういう判断のもと、国土利用計画に先行させる形で震災復興計画を策定した経緯がございます。

なお、今回、別途議案として審議いただいている国土利用計画は、先に言いましたとおり、震災復興計画と整合性のとられたものとなっており、また、今後、策定される都市計画や農業振興地域整備計画、森林計画等の指針となるものであります。町に未曾有の被害をもたらした大震災を受け、生活基盤及び公共施設の復旧並びに将来の発展のための復興を早期に進める必要があったという緊急的な事情を何とぞご勘案いただき、ご

審議いただきますようお願いいたします。

次に、2点目、3地域別の町土における面積と居住人口割合についてですが、国土利用計画案では、町における土地利用の現況及び自然的、社会的、経済的諸条件を踏まえ、東部地域、中央地域及び西部地域の三つに区分しております。各地域の面積について図上求積によれば、東部地域が1,811ヘクタール、これは全体の28パーセントでございます。そして、中央地域が2,087ヘクタール、これは32パーセントに相当いたします。そして、西部地域が2,550ヘクタール、これは40パーセントを占めると。こういうふうな状況数字となっております。また、平成30年時点で推計される各地域の居住人口について町が行った意向調査等をもとに算定した場合、東部地域が1,090人、これは8パーセントを占めます。そして、中央地域が9,820人、これは72パーセントとなります。そして、西部地域が2,790人、これは全体の20パーセントとなっております。

次に、3点目の排水計画の策定についてですが、町では現在、委託調査により検討を行っているところであり、当初、平成25年3月末を計画策定期としてまいりました。平成24年、第3回山元町議会定例会でもご説明したとおり、排水計画を策定するためには、土地利用形態の変更により、排水の流出機構に大幅な変化も生じることから、町全域の土地利用形態の確定を行う必要があります。現在、新市街地計画、いちご団地計画等についてはほぼ確定しているものの、特に被害の甚大な沿岸部の大規模圃場整備計画、防災緑地計画における土地利用の確定が遅れており、それに伴って排水計画の策定についても遅れが生じているところであります。大規模圃場整備計画、防災緑地計画については、現在、計画策定に向け国・県と協議しているところであり、年度内に沿岸部の土地利用を確定し、それらに基づいて排水解析を行いますことから、排水計画の策定期としてしましては、平成25年7月末になることを考えております。

次に、4点目、水面、河川、水路の面積についてですが、国土利用計画案では、水面、河川及び水路の面積が、基準年次である平成22年では152ヘクタールに対し、目標年次である平成30年では154ヘクタールとなっており、7ヘクタール減少する見込みであります。減少の要因についてですが、東部地域においては圃場整備事業により農地が整序化、大区画化される見通しであること、住宅跡地を含めた土地の再編に伴い、農業用排水路の整理再編が行われる見通しであること、及び既存農地において新市街地やJR常磐線、常磐自動車道等の整備が行われる見通しであるため、関係する箇所の水路部が減少すること等が挙げられます。

次に、5点目、防潮堤、防災林、緑地の盛り土に堀の掘削土を活用すべきについてお答えいたします。防潮林、防災林、緑地の盛り土ですが、町内の復旧・復興工事に必要な土量については、まず、防潮堤につきましては整備に必要な土量をおおむね確保できていると聞いております。また、防災林につきましては、現在、必要な土量の確保に努めていると聞いております。そして、緑地につきましては、防災緑地整備事業に係る全体計画の策定作業中であり、必要な土量の考え方もこの中で整理検討をいたしたいと考えております。必要な土量の確保については、町内で復旧・復興工事を行っている各省庁で横断的に組織する山元町工事安全協議会連絡会の場において調整を図っております。

また、ご提案のありました堀の整備につきましては、昨年12月の第4回定例議会でもご説明したとおり、町内において新たに検討する場合、河川法やその他の公共施設と

して位置づけをすることが難しいと考えられますことから、整備を行う事業手法が見出せないという大きな課題があります。

なお、運河の津波減勢効果につきましては、県が実施している貞山運河再生・復興ビジョン検討座談会において検証中で、その動向を注視しており、新たな知見などにより堀の新設整備が震災復興交付金の対象になるなどのことがなければ、震災復興計画に位置づけのない新たな施設整備については非常に難しいものがあると考えているところがあります。さらに、仮に新しく堀の整備が可能となったとして、防潮林の背後の土砂掘削を行ったとしても、土質調査を実施しないと正確には判断できませんが、周辺の土質は砂質がほとんどでありますことから、築堤や津波を受ける築山の盛り土台として使用するには何らかの処理が必要であるものと考えられます。したがって、土量が不足する状況となった場合には、周辺市町の協力も仰ぎながら、土の確保に向け調整を行いたいと考えているところでもあります。

次に、6点目、メモリアル公園の整備と事業規模についてですが、現在、防災緑地整備事業に係る全体計画策定業務の中で検討を進めており、中浜小学校遺構の保全のあり方やメモリアル公園の大まかな整備方針を検討中であり、予算規模につきましては、公園内の施設内容が定まっていないことから、整備費などの算出には至っておりません。

公園の面積につきましては、震災復興交付金の交付要件である2ヘクタール以上で検討しており、中浜小学校の敷地に隣接地もあわせて公園として整備することが想定されます。財源につきましては、震災復興交付金を想定しておりますが、中浜小学校保全については現状では国から震災復興交付金の対象外との見解が出ていることから、国に対し保全への理解や何らかの支援がいただけるよう働きかけを行っているところでもあります。引き続き県や各被災市町などとも協力しながら、国に対し保全への理解や何らかの支援がいただけるよう求めてまいります。

次に、7点目、メモリアル公園の整備につきましては、これから国に対し、必要性、事業課題について協議してまいります。公園の整備がなされた場合には、完成後の管理について直営とするのか、指定管理制度等の委託業務とするのか、既存の牛橋公園などと歩調を合わせつつ、より効率的で財政的・人的負担が極力かからないものとなるよう検討していきたいと考えております。なお、現状では、国や県は公園の管理、遺構の保全に係る財政的支援は行わない考えでございますが、各被災市町などとも協力しながら何らかの支援がいただけないかを要望していくとともに、実際に公園を利用する町民活力などによる管理手法についても検討していきたいと考えております。

次に、8点目、宅地の面積についてですが、国土利用計画案における宅地は住宅地と工業用地等から構成されております。宅地面積は、基準年次である平成22年の550ヘクタールから震災による流出等により134ヘクタール減少しております。一方、震災復興計画に基づく新市街地や産業用地等の整備により、目標年次である平成30年には55ヘクタールの増加を見込んでおります。これらを相殺すると宅地面積は79ヘクタールの減少となり、平成30年における目標値は471ヘクタールとなります。

次に、大綱第2、JR常磐線復旧についての1点目、2月24日の用地補償説明会の状況についてですが、地区ごとの参加人数につきましては、事業用地の所有者約300名のうち、復旧路線の用地の所在別に、坂元地区の土地の所有者が78名、山下地区の土地の所有者が120名、計180名が参加しております。地権者の反応につきまして

は、ＪＲ東日本からの事業の説明、用地補償の説明に対し、参加された地権者の方々からは、用地幅杭の設置方法及び取り扱い、鉄道と道路の交差に関する事、補償の方法と用地取得に関する具体的なご質問が多かったことから、参加された地権者の方々につきましては、今後の用地取得に向けたご協力がいただけるのではないかと印象を受けております。

次に、２点目、相続の発生件数についてですが、先の１２月議会では約８０件とお答えしておりますが、概略設計による用地幅の確定、土地境界の立ち会いなどが整い、精査した結果、現時点では２８件であるとＪＲ東日本から聞いております。相続手続きにつきましては基本的に相続人の方に実施していただくこととなりますが、町といたしましても、ＪＲ東日本に対し、相続が速やかに整うよう地権者への支援を積極的に実施するよう要請するとともに、町として協力できることに関しましては積極的に取り組んでまいります。

次に、３点目、相続の古い順についてですが、相続の発生した古い順から、昭和１９年、次が昭和３３年、３７年、４５年、６２年、それ以降は平成になってからのものであるとＪＲ東日本から聞いております。

次に、４点目、反対運動に対する説明についてですが、１２月議会でもお答えいたしました。ご質問の件は牛橋地区のことと思われ。１２月に町に対し陳情を出された牛橋地区の一部の町民の方に対しては、１２月に時間をかけ丁寧に事業の説明をさせていただき、ご理解、ご協力をお願いしたところでございます。町といたしましては、今後も必要に応じてＪＲ東日本とともに説明を行い、ご理解、ご協力をいただけるよう努力してまいります。

次に、５点目、町長がみずから出向いて協力を求めるべきについてですが、先ほどご質問のありました先月２４日の用地補償説明会には私が出席し、参加された地権者の方々に対し、町の最大の課題であるとともに町民の大きな切なる願いである常磐線の早期復旧にご理解をいただき、鉄道建設工事の前提である用地の提供についてご協力をいただけるよう直接お願いをしたところであり、今後も必要に応じてしかるべき対応をしてまいりたいと考えております。

町といたしましては、ＪＲ東日本との連携を強化し、常磐線の日も早い運転再開に向け、町民の皆様との橋渡し役として最大限の努力をしてまいりますので、引き続きのご支援、ご協力をお願いいたします。私からは以上でございます。

議長（阿部 均君）教育長森 憲一君、登壇願います。

教育長（森 憲一君）はい。佐山富崇議員のご質問にお答えいたします。

大綱第３、山下第二小学校の復建についてですが、山元町小中学校教育環境整備検討委員会からの検討調査報告が間もなく教育委員会に報告されることになっております。この報告を受け次第、教育委員会としての基本方針を決定していくこととなります。このため、検討委員会から間もなく報告を受ける山下第二小学校を再建するとの検討結果を尊重して教育委員会の基本方針が決定した場合を想定しての回答とさせていただきます。

初めに、１点目、今後のスケジュールですが、検討委員会の報告書が間もなく完成する運びとなっており、今月中旬には検討委員会の委員長から教育委員会の委員長に対し、報告書の提出が行われます。それを受け、今月下旬に開催する教育委員会の定例会にお

いて山下第二小学校を含めた町内小中学校の教育環境整備の方針を決定いたします。その後、検討委員会の報告書とあわせ、教育委員会の議決内容等を町長に報告をし、庁内調整の上、まずは議員の皆様にご説明する場を設けさせていただき、ご理解をいただいた後に事業着手に向けた準備を進めていく予定としております。実際、再建となった場合のスケジュールですが、災害復旧事業として建設する関係から、県の教育委員会、そして文部科学省との調整が必要となります。また、建設場所を山下地区新市街地の中だと考えていますが、新市街地の造成工事等とのスケジュール調整が必要となります。よって、校舎建設の着工は平成26年度中になるものと考えております。

次に、2点目の位置ですが、山下地区新市街地にその学校用地を確保していただいておりますので、その中で建設するものと考えております。

次に、3点目の学区についてですが、これまで山元町では牛橋地区の一部を除き、行政区と学区が一体となっております。今後も同じ形態を進めば望ましいと考えておりますが、実際は新市街地も含め、沿岸部の行政区が今後どのようにしていくのか未確定の状況でもあります。つきましては行政区が再編されるまでの当分の間は、例えば学校選択制の導入についても検討が必要になってくるものと考えます。

次に、4点目、防災避難所としての役割と機能ですが、新市街地に整備予定の防災拠点施設との機能分担はあろうかと思いますが、避難所としての学校は非常に重要な位置づけとなりますことから、その役割と機能はさまざまな観点から十分な検討を加えていかなければならないものと考えております。

最後に、5点目、石誌類の管理ですが、旧山二小の解体はほぼ完了し、石誌類は現在、正門があった場所の東側の一角に移設して保管しております。今後、山二小が再建されたときに改めて移設したいと考えております。私からは以上でございます。

議 長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は午後1時30分といたします。

午後 0時15分 休 憩

午後 1時30分 再 開

議 長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（阿部 均君）12番佐山富崇君。

12番（佐山富崇君）はい。大変申しわけないんですが、2件目の①から再質問させていただきます。

1点目の24日の用地補償説明会の状況をお伺いしたいんですが、300名のうち180名の出席をしたという先ほどの答弁をいただきましたが、つまりは6割の出席率ということに単純に言えるのかなと思うんですが、その件については町長、どのようにお思いですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。確かに全体の総数から見れば6割というふうな、ご指摘のとおり、割合的には多くないような見方もできるし、これは私としては少しでも多くの方が参加していただく中でご理解を深めていく必要があるのかなというふうに思っております。

12番（佐山富崇君）はい。大体町長の認識でいいのかなとは思いますが、私としてはちょっと出席率が悪いと見るべきではないのかなというふうに思うんですね。そしてまた、地権者

の反応については、ご協力がいただけるのではないかと印象を受けておりますと、これは印象ですからいろいろあると思いますが、出席率からいって、出席した方々は大体協力しましょうと思って最初から来ているのではないかと。出席できなかった人がちょっと心配なのかなと私は思うんですね。ですから、その4割の方々、例えばみずから地図というか、路線のあれを見にきたのかどうかとか、そういう話は伺っていますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。具体の現場の関係等につきましては、担当の室長の方からお答えさせていただきたいというふうに思います。

用地・鉄道対策室長（甲賀伸啓君）はい。まず、出席率の方の件なんですけれども、確かに地権者の方々の中には北海道に住んでいらっしゃる方もいらっしゃいますし、関東、東京を含めて関東に住まわれている方もいらっしゃいます。ですから、説明会になかなか出席できないという返事がJRの方に来ていると聞いております。そういった出席できなかった方々につきましては、JRの方でまた個別にご説明、資料をまず郵送させていただいた上で個別にご説明を差し上げると。あと、必要に応じては直接お会いして説明をするということでJRの方としても方針を決めておりますので、その辺はフォローをさせていただきたいということで考えております。

12番（佐山富崇君）はい。当然のことだと思うね。私のお聞きしたのは、欠席の方々、自らその後、あのとき都合悪かったけれども、今度都合つくようになったからとって問い合わせとか、わざわざ、地図というんですか、路線を見に来た方がおりますかということをお聞きしたので、その件をお伺いしたいです。

用地・鉄道対策室長（甲賀伸啓君）はい。直接、見に来られたかどうかということまでは確認しておりません。ただ、先ほど申しあげましたように、JRにつきましては約300名の権利者、正確に申し上げますと289名ということなんですけれども、その権利者に対しては全て、少なくとも電話等では事業のご説明とか今後のスケジュールについては事前にご説明を昨年からさせていただいているということでございます。

12番（佐山富崇君）はい。わかりました。丁寧な説明が必要ではないかなというふうに思いますが、町の方からもJRにその辺を十分伝えておくべきだろうと思います。

それで、2点目、相続の発生件数についてですが、先ほどの答弁では、約80件と答えていたが、用地幅の確定や土地境界などが整って精査した結果、28件だというふうに、つまりは件数が少なくなったというお答えだと思いますが、それでよろしいですか、私の認識で。

用地・鉄道対策室長（甲賀伸啓君）はい。そのとおりでございます。あと、昨年の12月議会以降、相続の方が整ったという件数も十数件ございまして減っております。それから、先ほども町長の方からもご答弁申しあげましたように、境界立ち会いとかそういったものが整いまして精査した結果、全体的には件数が減った上、相続も調整されたということで28件になっております。

12番（佐山富崇君）はい。わかりました。ですから、つまりは、測量の結果でその用地幅が減ったというふうなことで相続ができたということで減ったと、こういう認識でよろしいんですね、理解でね。

用地・鉄道対策室長（甲賀伸啓君）はい。そのとおりでございます。

12番（佐山富崇君）はい。わかりました。それで、相続手続については、JRでも積極的に実施するように、本人なんだけれどもJRでも応援なさいと、町からも言っていると、こ

ういうことですね。

用地・鉄道対策室長（甲賀伸啓君）はい。相続の手續に関しましては、町長答弁のとおり、ご本人たちにやっていただくというのが原則になってくるんですけれども、いろいろと普通の方であるとなかなか難しい件もございますので、J Rの方に、早急な用地取得に向かってそういうアドバイスなりやっていただくようにお話ししております。

1 2 番（佐山富崇君）はい。わかりました。次に、ご答弁になったのは、町として協力できることに関しては積極的に取り組んでまいりますと、その協力できる内容というのをお示しいただきたいと。

用地・鉄道対策室長（甲賀伸啓君）はい。まず、一つは、私は派遣の身なんですけれども、プロパー職員が我々のセクションにおりますので、そういったプロパー職員、要は地元で顔が通じている職員を同行させるとか、お話し合いが権利者の方にとってスムーズに行くような形で町の方としてJ Rの方にも協力していきたいということで考えております。

1 2 番（佐山富崇君）はい。今のお話でわかりますが、常識的な話ですね、今の話はね。わかりました。具体的には何をということじゃなく、常識的にご協力申し上げる姿勢を示すと、そういうことですね。わかりました。

3 点目に入ります。1 2 月にお聞きしたときは一番古いのは江戸時代だというような話を伺ったわけですよ。今度は、一番古いのが昭和19年だということのようですが、そういうことでよろしいんですか。

用地・鉄道対策室長（甲賀伸啓君）はい。1 2 月議会でお答えしました、生まれが元治元年に生まれた方の相続が発生していると。相続の発生が元治元年ということではございません。相続の発生時期につきましては、先ほど町長の答弁のとおり、一番古いものでは昭和19年に相続が発生して、その後、相続がまだ未調整だということでございます。

1 2 番（佐山富崇君）はい。さっきの方の話、ちょっと私理解しにくいので教えてください。元治元年というのは、どういう意味。何だかちょっとわからない。私は、そのときの名義の人があるというふうに1 2 月には理解したんですけれども、そうじゃないんですね。

用地・鉄道対策室長（甲賀伸啓君）はい。一番古い相続が先ほど、昭和19年に発生していると。だから登記上の所有者が生まれたのが、生年月日が元治元年。それで、死亡されたのが昭和19年、その後、相続が未調整ということでございます。

1 2 番（佐山富崇君）はい。今の話については理解できました。つまり、元治元年に生まれた方の名義になっていて、その後、相続していないと。昭和19年に、このとき亡くなったんだけれども。つまりは、まだ、その元治元年に生まれた方の名義になっているというふうに理解していいですね。

用地・鉄道対策室長（甲賀伸啓君）はい。そのとおりでございます。

1 2 番（佐山富崇君）はい。じゃあ、せっかくこうやってしていただいたのでこれをお聞きします。昭和19年の時点でお亡くなりになったとか、あるいは相続しなきゃならなかったというのは、これは19年、33年、昭和37年。この辺で何件ずつあるのか教えてください。

用地・鉄道対策室長（甲賀伸啓君）はい。昭和19年、それぞれ1件でございます。（「それぞれというと、33年も37年もという意味」の声あり）昭和33年1件、昭和37年1件、昭和45年1件、昭和62年1件。

1 2 番（佐山富崇君）はい。わかりました。それで伺いするんですが、現時点で田んぼですもの

ね。樹木はほとんど。多分。そうすると、その1件ずつの方々、実際、耕作していた方々は、亡くなった人から見れば例えば子供であるのか孫であるのか、その辺はどうですか。

用地・鉄道対策室長（甲賀伸啓君）はい。例えば、先ほど一番古い相続発生日であります昭和19年の方につきましては、具体的に言いますとひ孫の代までの相続になっております。法定相続上ですね。実際の相続人の数というのは4名ということになっております。（「ですから、件数ごとに全部。33年、37年と」の声あり）はい。昭和33年に発生したものにつきましては、やしゃごの代まで発生しております。それで、相続人数は今、法定の相続人数は11名。昭和37年に発生しているものにつきましては、きしゃご、要はやしゃごの次ですね、きしゃごの代まで発生しております、相続人数は13名、法定相続人の人数は13名。それから、昭和45年、これにつきましては子の代です。相続人数は1名。昭和62年に発生しているものにつきましては、やはり子の代までです。相続人数は5名。以上でございます。

12番（佐山富崇君）はい。ちょっと理解できないところもありますので、ごめんなさい、教えてください。やしゃごとひ孫で、ひ孫の方が若いのかな、年代的に。この辺わからないんだ、何だかわからなくなっちゃった。教えてください、改めて。

用地・鉄道対策室長（甲賀伸啓君）はい。まず、子、その次が孫、次がひ孫、次がやしゃご、次がきしゃご。

12番（佐山富崇君）はい。それで、改めてお伺いします。そうすると、子は問題ないでしょうね。子供同士で判こをつき合えばオーケーになりますから。このやしゃごの11名って言ったね。やしゃごの11名、それからきしゃごの13名ですか、この辺で発生するというと何人の判こをもらえばいいわけですか、この方々から。今おっしゃったように、11名あるいは13名の判こをもらえばいいということですか。

用地・鉄道対策室長（甲賀伸啓君）はい。一般的になんですけれども、まず、法定相続ということなのであればこの人数の方たちと契約するという形になります。ただ、遺産分割協議とかそういった形で、この相続人の方たちが例えばお1人にこの対象となる土地を相続をさせるということであれば、その方と契約をします。まず、その相続の件を精査していただいた上で、JRの方は契約の相手方を決めていくということになります。

12番（佐山富崇君）はい。この中に外国人はいないわけですか。

用地・鉄道対策室長（甲賀伸啓君）はい。JRの方からは、いないと聞いております。（「結構です」の声あり）

12番（佐山富崇君）はい。でも、なかなか大変ではないのかなと思うんですが、これに時間、かかりませんか。町長は本来、数か月で買えると話していたんですが、少なくとも1年で買えないことには厳しいのかなと思うんですが、いかがですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。JRの方では、これに集中的に対応をしているというふうな状況でございますので、少しでも速やかな地権者の方々のご理解が得られるように我々からもJRの方をお願いをしなければならぬし、町としても先ほど申したように必要な支援をしてみたいというふうなことで、今後、早い用地の取得にこぎつけてみたいというふうに考えているところでございます。

12番（佐山富崇君）はい。改めてお伺いしますが、やっぱり町長としては数か月と言ったのは、こういうことは頭になかったと、こういうことですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。2年たって少しずつ緊急事態の中でも落ちつきが増す中では、いろん

なことがやはり想定されるわけでございますので、当時、混乱しておった中での理解あるいは発言という部分もたしかあったのかなというふうな部分はございます。

12番（佐山富崇君）はい。町長もそういうふうなお話をしていきますので、今後、「数か月」という言葉は私は使わないように努力をいたします。

では、4点目。反対運動に対する説明というふうにお聞きいたしましたが、町長は「12月に時間をかけて丁寧に説明させていただき、ご理解、ご協力をお願いしたところでございます」と、こういうことですね。先ほどご答弁をいただきました。すると、いつ、つまり、反対運動の方々にいつ、どなたが行って説明して理解をいただいたのかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。その辺の前後関係につきましては、担当室長の方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

用地・鉄道対策室長（甲賀伸啓君）はい。まず、反対運動という形でとらえていいのかどうかというのがちょっとございますけれども、12月の議会でご説明させていただきましたように、牛橋の一部町民の方から陳情等をいただいております。その方々に対しましては、回答をするときに、ルートの変更の今までの経緯ですとかそういったものをご説明させていただいた上で、ご理解をいただきたいということでお願いを申し上げたところでございます。

12番（佐山富崇君）はい。ですから、何で私が聞いたとおりにお答えいただけないんでしょうね。いつ、つまり12月の何日に誰々が行って誰々に会ったと、あるいは、お名前は個人的にはばかれるのであれば、牛橋の方何人と会ったとか、それを反対運動ととらえていいのかどうかというのは今、課長の方から言われましたが、立入禁止と立て札立てているやつらは反対と思うほかないんではないのかなと私は思うんですが、これが反対でなくて立入禁止、行けませんと立てるのは、やっぱりどっちかというところと反対と見るべきじゃないんですかね。いずれよろしいです、それは。いつの日、どなたが何人とお会いして、いつの日だかね、12月の何日に、午前中とか午後からとかあるいは夜とか、そういうような話をお聞きしたかったんです。

用地・鉄道対策室長（甲賀伸啓君）はい。ちょっと日にちの方につきましては、12月というだけしか今、記憶にございませんので、何日というのはちょっと今、お答えができません。で、相手方なんですけれども、陳情を出された方1名でございます。

12番（佐山富崇君）はい。日報を見ればわかると思いますので、それを求めます。

用地・鉄道対策室長（甲賀伸啓君）はい。では、調べてお答えさせていただきたいと思います。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。

午後 1時50分 休憩

午後 2時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）用地・鉄道対策室長甲賀伸啓君。

用地・鉄道対策室長（甲賀伸啓君）はい。お時間いただきましてありがとうございます。先ほどの

ご質問なんですけれども、まず、12月3日、10時、それから12月19日、15時、それぞれ相手方1名でございます。

12番（佐山富崇君）はい。相手方1名。町役場職員何名ですか。誰と誰が行ったかと私、聞いたんですけれども。

用地・鉄道対策室長（甲賀伸啓君）はい。3日は3名、19日も3名でございます。

12番（佐山富崇君）はい。丁寧にご説明をいただきましてありがとうございます。今後とも引き続きその努力をしていただきたいと思います。と思っています。

5点目に入ります。5点目をお聞きしましたところ、町長の先ほどの答えに、「2月24日の用地補償説明会には私が出席し、参加された地権者の方々に対し、最大の課題であるとともに町民の大きな切なる願いである常磐線の早期復旧にご理解をいただきたい」とご挨拶した」と、こうありますね。新聞報道によりますと、人口が3,000人も減っているんだから何とか頼みますと町長がご挨拶したと、こう書いてありました。全くそのとおりであります。ですから、それを心配していたので、JRの件については本腰を入れて取り組んでくださいと最初から申し上げてきたわけですよ。間違いなく、私の見たよりも少ないです。もっと多く、常磐線がこうなってしまったら大変じゃないかと心配しておりました。そしてまた、町長も、あのときは混乱をしておったのでという先ほどの話がありましたのでよろしいんであります。ありますが、私はそういうふうなことでなく、先ほど室長が話したような場に町長がみずから出向くべきではないのかと申し上げたかったんです。その辺のところを町長にお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。用地取得に向けまして、いろんな場面があるわけでございますので、やはりその状況に応じて適切な対応をしてみたいというふうに考えております。

12番（佐山富崇君）はい。今後は、町長もみずからそういう当事者にお会いしてご協力を願うということですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。地権者もいろんな方がおりますし、内容もいろいろございますので、やはりその状況に応じて適切に対応していかなければならないというふうに考えております。

12番（佐山富崇君）はい。ですから、お伺いしたいのは、町長みずから出向くことがあると、こういうふうに理解していいんですかと聞いているんです。

町長（齋藤俊夫君）はい。状況に応じて、私も対応する方向で対応していきたいというふうに思っております。

12番（佐山富崇君）はい。わかりました。十分心してやっていたかかないと大変なことになると。何しろ、町の事業でなくJRの事業であるにもかかわらず、随分細かく聞かれるなやなんていうことのないように、しっかり腹を据えてJRの問題については取り組んでもらわなければなりません。

それでは、通告1件目の国土利用計画について再質問をいたしたいと思えます。

1点目、理由であります、「県の指導も得て」と先ほど報告があったと。いいんじゃないのと県からそう言われたんですか。逆になってもいいんじゃないのって。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回のこの国土利用計画の取り組み、そして震災復興計画策定の取り組みと、この辺の前後関係ですね。基本的に議員ご指摘のような流れ、考え方があられるわけでございますので、緊急時における対応取り扱いとしていかなものかというようなこと、これについて必要な相談もし、指導をちょうだいしたということでございます。

1 2 番（佐山富崇君）はい。何かちょっと最後の方、わからないんだ、町長のご答弁ね。つまり、
県からそういうご指導をいただいたと、こういうことですね。そのところはっきり。

町 長（齋藤俊夫君）はい。県ともいろいろ相談をする中で、そういうことも参考に町として判断
をさせていただいたということでございます。

1 2 番（佐山富崇君）はい。町長のお話がわかりません。皆さん、頭いいからわかるか何だかわ
からないですけども、私はわかりません。「相談する中で」、ここまではわかるけれど
も、相談する中で県の指導をいただいたのではないんですか。

議 長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、明確に答弁願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ですから、ご相談を申し上げ、いろいろアドバイスをいただく中で町
として判断をさせていただきましたということでございます。

1 2 番（佐山富崇君）はい。そう言われてもわかりません。ご相談をして、いろいろアドバイスを
いただいてという、そのアドバイスの中にそれがあったんですかということを知っている
わけですよ。

町 長（齋藤俊夫君）はい。こういう緊急事態、非常時ということも踏まえて、やむを得ないとい
うふうな、そういう県の考え方もお示しをいただく中で判断をさせてもらったというこ
とでございます。

1 2 番（佐山富崇君）はい。今度は大体わかりました。それで結構です。

そういうことであれば、復興計画を提案なさったときに、なぜそのとき、私どもにそ
ういう話をしなかったんですか。

議 長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、答弁願います。（「答弁ないんなら休憩させてけろ。いや、
町長に聞きたいんだ。今の話、大事だから課長じゃだめだ」の声あり）

町 長（齋藤俊夫君）はい。具体的には担当課長が担当課の方といろいろやりとりをさせていただ
いている部分もありますので、その辺も含めて担当課長の方からお答えをさせていただ
きたいというふうに思います。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。山元町の国土利用計画は平成7年に策定しておりまして、
目標年次が平成22年というようなことになってございました。今回、先ほどの町長の
答弁にもありましたとおり、国土利用計画を先に立てるということは、未曾有の大災害
となりました3月11日の時点において、震災復興計画以前にそちらを策定するという
ことは、今でこそこういうマンパワーの窮状を訴えているような状況の中で、仕事の
順番として実はそちらの方に手を割けないと、そういったような状況がございました。
そういった部分もありますので、今般、まずは町の復旧・復興を第一に進めるというよ
うな目的で、将来的には国土利用計画に沿うような、その一部分を今回の震災復興計
画の中の土地利用というふうなことで計画を定めていった上で、最終的にはそれを国
土利用計画の方に包含させるというような仕事の順番をとったというような、そうい
うことでご理解いただければと思っております。

1 2 番（佐山富崇君）はい。ですから、私、その件のついては町長から伺って、わかりましたと言
ったでしょう。だから、復興計画を出した時点で、あれを議決してけろと出した時点で、
実はこういうふうになっているんですが、こういうふうな状況でありますので最初これ
をやっていたらいいかなとなぜ言わなかったんだと私、言っているんだから。その答えに
ならないでしょう、今の。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。その点につきましては、確かに議員おっしゃるとおりでござ

ございます。私どもの方でもそういった部分、勉強不足の部分がございます、ちょっとその時点でそういった部分まで含めてご説明申し上げなければならなかったところなんですけれども、そういったところまで行き届きませんでした。この場をおかりしてお詫びしたいと思います。

12番（佐山富崇君）はい。お詫びされると、何も言いようがないんだわね。わかりました。理解します。

それでは、2点目ね。2点目で、各地域の面積については図上求積すればということでも上げてもらっているんだね。これの面積を出したの、ちょっと私もわからないんだ。復興計画を見ると、どこでどうだか、はっきり地図的にはわからない。図上計算というのは、何ぼの面積の図上計算でどういうにしたんだか教えてください。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。図上の計算では、東部地域、中央地域、西部地域とそれぞれを平面の図上でもってエリアを分けて、まずはその図上で求積をしております。そこにつきまして、あとは現地再建希望者、それから新市街地へ移る方々、そういった部分を個別面談の結果などをもとに、そのエリアエリアでどれくらいの人員が張りつくかというような部分をそこに当て込みまして、東部地区、中央地区、西部地区の面積と人口、そしてその割合という求め方をしているものでございます。

12番（佐山富崇君）はい。それはわかるのよ。私が聞きたいのは、これで出そうとしたって誤差があるから、面積なんか出ないでしょうと。何分の一の地図で図上求積したんだと私、聞いているんだから。これじゃわからないよ、余りちゃっこくて、縮尺ちゃっこいからね。そういう意味で言っているんだから。正確率があるかどうかわからない、疑問ですと私は言っているんだから。だから、私が聞いたことに教えてくださいよ。何ぼの地図でやったんですか。例えば500万分の1を使ったのか、そういう意味ですよ。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。求積に使いました図面の縮尺については、現在、ちょっと手元の方でわかりかねますので、ちょっと調べる時間をいただきたいと思います。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は午後2時20分といたします。

午後 2時13分 休憩

午後 2時20分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君） 震災復興企画課長鈴木光晴君。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。お時間いただきましてありがとうございます。確認してまいりました。面積の求積なんですけど、2万5,000分の1の図面をベースに算出しているというようなことになってございます。

12番（佐山富崇君）はい。これは、平成30年の時点でこの土地利用計画のあれだとして、人口を1万3,700人に合わせて割り振ったんだろうと思うんですが、現在の残っている、例えば牛橋あるいは花釜でもいいんだな、その中、あるいは東部と言われる地域に残っている戸数なり、あるいはこの面積、仮設に今入っていてももとの住所が、きのう、おととい、さきおとといか、言っていましたね。そういうことで計算したら現在何人い

るんですか、そういう計算して。まず。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。先ほどもちょっと申し上げましたが、東部地域につきましては今回、先ほどの町長の答弁の方でもありました1,090人という部分なんですけれども、こちらは先般の個別面談の結果によりまして、3種とか2種、あるいはそういった部分に現地再建を希望されている方、それを現在の居住人口に足し合わせまして、申しわけありません。現地再建を希望されている方に世帯人員の平均値を掛けまして、それで1,090人というような数字を算出しているものでございます。ですので、先ほど佐山議員がおっしゃったような数字についてはこの計画の中ではつかんでいないという状況でございます。

12番（佐山富崇君）はい。つかめるでしょう。つかんでみてくださいよ。住所があるんだと。この間、本住所はそっちだと話したわけですから。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。データの整理の中でつかむことは可能かとは思いますが、こちらにつきましては少し、きょうというふうにはいかないと思うんですけれども、少し時間をいただければというふうに思っております。

12番（佐山富崇君）はい。そうですね、わかりました。きょうでなくてもいいですから、つかんで教えてください。それで結構です。きょうと言うには時間もいろいろありますので、わかりました。結構です。後でよろしいです。

これでまだ2点目だな、時間ないな。3点目、排水計画の策定でございますけれども、遅れていると、やむを得ないという面もあろうかと思えます。先ほどのご答弁でね。4月の末ですか、でき上がるというのは。4月末というふうなお答えをいただいたような気がしたな。それで、排水計画を立てるに、お伺いします。ここで一番雨が降ったのは、何年だ、あれは昭和何年でしたっけ、8.5豪雨と言っているやつ。これの豪雨、ここで一番降ったの、時間的あるいは1日総雨量、そういうのをつかんでいなければ排水計画をつくれなと思う。その辺を教えてください。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい。議員おっしゃるとおり、8.5豪雨につきましては今まで経験したことの無い豪雨ということで私も記憶しております。しかし、本計画におきましては、排水計画の山元町全体の流域、あるいは降雨量の算定基準といたしまして30年確率、あと、排水路等については10年確率と、そういうふうな確率の、10年に一度の確率あるいは30年に一度の確率と、そういう確率での数値を基本に計算させていただいております。そのために、8.5豪雨というのは特別な豪雨であったというご認識でいただきたいと、かように思います。

12番（佐山富崇君）はい。だからだめなんですよ。町長は、抜本的な排水計画を立てているので問題はないと、心配するなと、こう見えを切られたんですよ。あんたはそういう町長の指示を受けてやらなきゃだめさ。8.5は特別な雨だったと。今度の震災だって特別な震災じゃないですか、1,000年に1回なんて言われているんだから。8.5だって1,000年に1回ぐらいの雨ですよ、あれだって多分。それも頭に入れなきゃだめですよ。それを頭に入れた上でこういうスパンで考えるんだというんならまだわかります。頭に入っていないくちやだめですよ。絶対震災を忘れるななんて言っているんでしょう。だったら、あの8.5も忘れちゃいけないんじゃないんでしょうか。誰でもいいですよ、わかっている人言ってくださいよ。

副町長（成田隆一君）はい。佐山議員の確かにおっしゃられるように、今期の津波・地震も非常に

特異なものでございますし、そういうものを当然、いろんな意味から勘案しながら物事の事業計画あるいは施設の計画をしていかなければいけないということで、私どもはそういうふうなものを、町独自ではつくりえないものでございますので、国の機関がいろんな英知を集めながら研究をし、それからその中で議論し、統計確率的にこの辺がいいのではなかろうかと、こういうふうな基準をつくっていくわけでございます。先ほど庄司課長が申しあげましたように、降雨の場合は確率というふうな形の考え方でそういう基準をつくっていきまして、その基準に基づきながら排水路の断面だとかポンプ場の容量だとか、そういうふうなものを決めておるわけでございますので。当然、そういう特異なものが来たときは、その基準を超えてしまうものでございますので、それに対してはソフト面で対応するとか減災対策を講じるとか、そういうことで、直接にその量に対応するというふうなことではございませんので、その辺はご理解をいただければと。今回の津波対策の復興事業もそのような考え方で一応進めさせていただいておりますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

12番（佐山富崇君）はい。いや、成田副町長が立ったから、8.5の雨、何ぼ降ったかわかっているのかなと思って期待したんですが、全く残念なお答えですね。そんなことは作文ですよ、そういうおっしゃり方は。この震災を絶対忘れないようにしようってやっているんでしょう、今、復興計画で。しかし、先ほどから聞いていますと、前の岩佐議員さんも言っている、費用対効果が出てきた。全く残念ですよ、そういうことを言われたら。そういうふうな基準でもってやっていると言いますが、いいですか、成田副町長さん。全国で絶対排水オーケーという町もあるんです。皆、基準でやっているはずだけでも。そこはいかに努力しているかということですよ。差別化を図っているわけですよ。うちもそういうふうな考えで進んでもらわなきゃだめなんだ。私はそう思う。

私、調べましたのでお答えします。昭和61年でした。1時間当たり45ミリメートル、それから、降り始めからの総雨量370。これ1時間ね、さっきの45ミリというのは。あのとき、私が言った話は、はかったのではなくて、ここで俗に言ったのは400ミリ降ったと騒いだんです、総雨量が400ミリ。そのとき出たのが、成田副町長が話したように、普通200ミリ以下の雨にきり耐えられないようになっているんだやなんて聞きましたよ。お役人のお話は。それはわかるよ。でも、それも頭に入れておかなかったならば、その200ミリも耐えられない雨になるんだと私は言っているんです。同じ基準でやっても、絶対排水はうちは大丈夫ですというところ、何ぼでもあるんだよ全国には。何で山元町だけその基準でやって、やられるような排水にしなきゃならないんですか。副町長さん、そういうお答えいただくなら、お答えいただかないほうがいいんだ。我々住民、ここに住む者のための話をしているのに、副町長さんはお帰りになるからいいかもしれないけれども。全く、そういうお答えでは残念きわまりないです。とにかく、排水計画についてはそういう思いを持って町長さんも副町長さんも担当職員の方々も取り組んでほしいんです。それまで言うておくか。

あと、4点目。水面、河川、水路の面積についてですが、お答え先ほどいただいたのは、7ヘクタール減少する見込みですと。この計画案にもあります、7ヘクタール減少というのがね。ですから、これが先の3点目の質問にも連動するわけですが、いつも言っていたように、排水計画をつくらなきゃならない。あるいは、あの桜の葉のように、葉脈のように排水体系をつくっていけば、水面、河川、水路の面積が減るはずがないと

私は思う。どうして減るんだろうと。それにはいろいろ区画整理をするから云々と書いてあるんですが、おかしいと思います。あの桜の葉っぱのように、葉脈のように、細い堀から流れて全部水利をすればそういうことはないと思うんですが、町長に改めてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。これは技術的な関係でございますので、担当課長の方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。先ほど町長の方の答弁で7ヘクタール減少する見込みの要因ということで、圃場整備であったり、あと、JR常磐線や常磐自動車の整備などというような回答をさせていただいたところなんですが、こちらの分、ちょっと詳しく説明させていただきますと、JR常磐線、それから県道相馬亘理線、常磐自動車道、こちらの方の線的なインフラの整備によりまして、今までの既存の排水路、我々「オープン水路」等とも言いますけれども、側溝とかあとは土水路ですね、そういった部分を、その上でこういった線的構造物が横切るというふうなことになります。今までそういった開削部分については水面の面積として国土利用計画の中でも拾っていたところなんですけれども、今回、そういったところの部分が暗渠構造のものになります。こういった部分で、例えばJRでいきますと水路の横断箇所が約60か所というようなことで、面積にしますと実に約1.6ヘクタールという部分が暗渠構造になるというふうな状況です。こういった部分、その常磐自動車道なり県道相馬亘理線なども含めると、8ヘクタールほどそういった暗渠構造になる部分が出てきます。こういった部分については、もともと水路なんですけれども、一応そちらの上でこういった線的構造物が入りますので、この8ヘクタールはそちらの常磐線なり自動車道なりというような土地の利用計画ということになってございます。いわゆる見かけ上、8ヘクタール分が減少しているということで、水路自体の面積自体は減っていないというような話になります。

それから、圃場整備の関係ですと、圃場整備の集約化に伴いまして現況の水路を整序化するようなことになります。こういった部分でやりますと、大体こちらの圃場整備については水路をまとめたり整序化することによって、3ヘクタール程度減少することになります。水面の面積がですね。そのほかに、最終的には新しい市街地の整備というようなことで防災調整池、こういった部分の整備も出てきます。こちらの防災調整池が約4ヘクタールというようなことです。

ですので、見かけ上、減少する面積とって8ヘクタール、それから圃場整備で3ヘクタール減少、それから防災調整池で4ヘクタール増加と、こういった部分を計算いたしますと、7ヘクタールの減というふうにはなっているんですけれども、これは見かけ上、8ヘクタールの減少分がありますので、実質的には1ヘクタール増加する、水面積が1ヘクタール増加すると、そういうような形になります。何とぞご理解の方をよろしくお願ひしたいと思います。

12番（佐山富崇君）はい。その分の説明はわかりました。しかし、暗渠で出てきた水というのは最後に一気にどんと出るんですよ。これはだれでも常識的なことだからわかるかと思うんですが、課長もわかるでしょう。そこの部分の堀をきちっとしなきゃいけないんじゃないのということを申し上げているんです。だから、排水計画にそれを取り入れるように申し入れておきます。

時間もなくなってきたら5点目。防潮堤・防災林緑地の盛り土に堀の掘削

土を活用すべきについてお答えしますの中で出てきたのが、緑地につきましては、防災緑地整備事業に係る全体計画の策定作業中であり、必要な土量の考え方もこの考えで整理、検討いたしたいと考えておりますと。つまり、まだできていないと、こういうお答えのようではありますが、一番最初は、何回も私、申し上げましたが、平間副町長さんは、田んぼ、畑の土はいじくっちゃだめだと、硫化鉄があって農地としては活用できなくなると、こういうお話。これをきちんと取って、10センチの客土をするんだという話だったんですよ。ですから、私、聞いたことがあったの。わかりましたと、10センチ、全耕土に、つまり田畑に客土したら土量何ぼになりますかとお聞きしたことがあった。そのとき、町長はカバーして、いや、まだその計算もできていないから余り細かいこと聞かないでくないと、こういうお話でした。間違いないと思うんですが、まずそのことだけ確認しましょうか。

副町長（平間英博君）はい。確かに私、ご質問をいただいたときに、県の方から、津波で海から上げられた硫化鉄等があって耕作についてはご遠慮いただくと、復旧の際にはそういった部分を剥いで農地復旧を行うという手法で取り組むということで説明をいただいたので、その部分、ご質問にお答えする形で申し上げたところでございます。その後の硫化鉄の分布なり、それから農地復旧に際しての考え方、県の方から示されて、残念ながら当時ご説明したとおりの手法でない形で現在、農地の復旧事業が行われているのも事実でございます。当時の部分、私申し上げたとおりの形で取り組まれなかったことについては、その当時の私の理解ということで、それが誤解なりご懸念なりを与えたことについてはお詫びを申し上げます。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどの私のJR用地取得の関係も含めて、時折、一生懸命やっているつもりでございますけれども、なかなか、今となってみればというふうな部分、今、ご指摘をいただいた硫化鉄の関係も含めて、多少軌道修正せざるを得ない部分があって、副町長のそれまでの発言について少しカバーする意味合いの発言をしたやに記憶しているところでございます。

12番（佐山富崇君）はい。わかりました。そんなに余り追及することではないと思いますが、ですから、何回も言いますが、軌道修正したときは、今度はこういうことですから軌道修正しますからと話してもらわなきゃわからんのですよ。私らだって、こういうところでお聞きしたり説明受けたりしたのを承認としてしゃべっているわけです。あるいは町民に話すわけです。ですから、変わったなら変わったんですと話してもらわないとだめなんです。そういう意味なんですよ。それを申し入れておきたいと思えます。

それから、「必要な土量の確保については、町内で復旧・復興工事をしている各省庁で横断的に組織する山元町工事安全協議会連絡会の場において調整を図っております」と。各省庁って何を言っているんだかちょっとわからないんだけど。山元町に各省庁あるの。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。山元町内におきまして、災害復旧工事、それから復興に係ります工事を発注している国土交通省や農林省、それから水産庁、そういう関係省庁、それから宮城県、また亘理町、そして山元町の発注機関であります組織で結成しております協議会でございます。

12番（佐山富崇君）はい。ですから、課長、こういう答えを書くからだめなのや。各省庁でやっている復興工事や事業の関係者でつくっていると何で書かないの。わからないでしょう、

意味が。わかりました、まずもって。その場で土量の計算から何からやっているのね。改めて聞きます。安全協議会連絡会というので山元町で必要な土量計算しているのね。（「ちゃんと答えて。さっきみたいな答えなら要らねぞ」の声あり）

副町長（成田隆一君）はい。佐山議員の、安全協議会で土量計算しているかというふうなことでございますけれども、この協議会では計算はいたしておりません。情報を収集し、そこでお互いに交換し合いながら不足土量、それから余っている土量、そういうものを交換できないかというふうなことを協議している場でございます。

12番（佐山富崇君）はい。何だ、全然違うべ、さっきのお答えと意味が違うね。時間もなくなってきたんだな。まあいいです。

それから、先ほど岩佐哲也議員の質問で、堀を掘られたらという話、哲也議員さんも質問なさっていたようでありましたが、そのお答えも、河川法やその他のあれでなかなか難しいと考えられますことから、新たな事業手法を見出せないんじゃないかというお答えをいただいております。それから、運河の津波減勢効果につきましては、宮城県が実施している貞山運河再生復興ビジョン検討座談会において検証中だと、こういうあれをいただきました。これも哲也議員にお答えになったのと同じでありました。

私はこのことについて、前に一般質問したときに言っているはずですが。奄美大島のフグがミステリーサークルをつくるんだと。上手なフグは雌がいっぱい寄ってくる。なぜか。最初はわからなかった。それは、あの流れの激しい奄美大島のあの近くの海流から卵が流されないようにつくるんだと。だから上手な雄のつくったのには雌がいっぱい寄ってくると。そういうことなんです。だから、なるほどと私は理解して、10メートル、7メートル、3メートルのあれは結構だなど、そういうことを申し上げて、それはやってほしいと。間違いなくこれは効果があるんですよ。それで、あと時間も、45分。

土質調査を実施しないと正確には判断できないが、砂質がほとんどだからだめだと、こういう。砂質を置いて、粘質を置いて、課長、水ばか一んとかけてみさい。どっち崩れるか。粘質土と砂と。砂というのは、こんなこと私が言うまでもなく、あれは石ですよ。石の細かいのが砂。その辺のところのお答えをいただくということで、私の質問は終わりにします。時間ですのね。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。ご質問の方は、砂とそれから粘性土、そちらの方の水に対する抵抗というか、形を存置するというような部分のご質問でよろしいでしょうか。（「いやいや違う。そういう意味も含まれるけれども。いいですか、議長」の声あり）

議長（阿部 均君）特別許します。

12番（佐山富崇君）はい。ありがとうございます。そういう意味も含んでの、「マイク」の声あり）いや、説明だからいいかと思ったのや。粘質土の比較と盛り土の、築山ね。築山、この間も私、言ったでしょう。砂は、大変植栽するには、中に砂を入れることは大変いいことなんだと。植栽のためには。その辺について課長の見解をお聞きしたいんです。植栽についてはいささか自信がありますから。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。それでは、植栽に関する土質の部分、それから水への抵抗に対する土質の部分、この2点についてお答えをいたします。

まず、植栽の方につきましては、佐山議員がかなりご専門ということで、残念ながら私は土質による植栽の知見というのは余り深くございません。そういう部分で、植栽上、砂というものが水上げがよく、よく伸びるという部分があるということであれば、それ

は有効なものであるとは考えられます。ただ、今回は、植えた部分について津波の圧力を受けるというような形に耐えるものを植栽をしていくということになります。その際には、ちょっと私の知見が正確なものであるかどうかわかりませんが、砂よりは粘性土の方が根の方がしっかり定着をして津波の威力にも耐えるものではないかというふうに考えております。

それから、もう一点の水に対する土質部分への影響という部分でございますが、これは12月の定例会でもご説明した部分ですが、一般的に、河川であるとかそういう水の当たるものに対する築堤については粘性土でつくるという形で仕様書の方に規定されております。これというのは、やはりそこに水が入って堤体が破壊されるというような部分を防ぐために、遮水効果、それから水を受けたときに崩れないというふうな部分で粘性土が有効であるということで規定をされているものでございます。それで、先ほど、山をつくって水をかけたときにわかるでしょうと、わかるのではないかというふうなご質問もございましたが、逆に、海岸に海水浴などで砂で山をつくっても波が一度来たら全て流れてしまうというような状況もございます。そういう中で、やはり水に耐えるものという部分では、砂質土というのは不適切、不向きであるというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議長（阿部 均君）12番佐山富崇君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）5番竹内和彦君の質問を許します。

竹内和彦君、登壇願います。

5番（竹内和彦君）はい。平成25年第1回山元町議会定例会、一般質問を行います。私の方からは、坂元新市街地について3点、質問がございます。それから、緊急時の避難についてということで1点、合計4点の質問でございます。

それでは、1点目の坂元新市街地についてということで、かねてより坂元地区の排水問題については大きな問題があると指摘してきましたが、いまだ地域住民に納得できる回答がなされていないということでもあります。坂元の排水問題は、新市街地だけの問題ではなくて、坂元の町、下郷を含めた全体の問題としてとらえてもらいたいと。坂元の新市街地は、盛り土するので特に問題はないということです。新市街地ができることにより、今までの遊水池が宅地となり、既存の町、下郷地区は以前よりも洪水のリスクが高くなってしまふということなんですね。年々、集中豪雨が多くなってきている。ゲリラ豪雨ということになれば、坂元の水は逃げ場がないということです。今の谷地川、これではなかなかのみきれないと。そういう谷地川であふれた水が、さらに国道6号でとまってしまうということなんですね。そういうことで、まず一つ目の質問であります、坂元地区の排水対策は抜本的にどう解決するのか改めて伺います。

それから、二つ目でございますが、坂元地区の災害公営住宅は遅れている。今後の見通しはどうか、その辺をお伺いします。

それから、3点目として、新坂元駅は国道6号とリンクしており、道の駅防災拠点として緊急時に対応できる体制を目指したらどうかということでもあります。

それから、大きな2つ目の質問でございますが、緊急時の避難についてということで、昨年12月7日に発生した地震によりまして津波警報が出されました。今、我が町では、海岸近くの危険地帯に復旧作業に従事している人が相当いると。大型車両、いわゆ

るダンプ、これも1日に延べ2,000台以上動いているということでございます。これが緊急時には一斉に内陸へ車で避難するというようなことから、大渋滞が予想されるということでもあります。

それで、質問でございますが、地域住民の避難はどうか。それから、復旧工事に当たっている業者の津波に対する緊急時における避難についてはどうか。また、大渋滞を起こさないための対策が必要ではないかということでございます。以上、4点について質問したいと思います。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。竹内和彦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、坂元新市街地についての1点目、坂元地区の排水対策についてですが、この区域の排水は、宮城野ゴルフ場北西側の滝の沢ため池を起点とする高位部排水の谷地川排水路と、下郷地区の町区から流れ込む低位部排水の谷地川支線排水路とが国道6号直下で合流し、谷地川として下流域に流下し、坂元川に流入する形態となっております。しかし、この高位部排水と低位部排水が合流する形状が、大雨時においてしばしば排水障害を生じさせる原因となっております。この排水障害の状況については、現在、排水解析を行い、対応策や改修計画について検討しているところであります。具体的には、高位部排水を落差工という水位調整施設により水位を下げるとともに、低位部排水との合流箇所を現在の国道6号直下から約300メートル下流で低位部排水と合流させることにより、谷地川支線排水路の水位も低下し、この区域の排水解消につながるものと考えております。今後は、早急に改修計画を取りまとめ、改修工事の実施により、排水障害が解消され、既存集落はもとより、新市街地においても町民の安心・安全が図られるよう努めてまいります。

次に、2点目、坂元地区の災害公営住宅についてですが、坂元地区の整備計画としましては、平成24年度20戸、平成25年度20戸、平成26年度40戸の計80戸を予定しております。しかし、本年度、第1期分として建築を予定していた22戸については、地盤改良に係る補正予算についてのご理解が得られず、計画の遅れを懸念しているところであります。町としましては今後、新市街地造成工事の進捗にあわせ、平成26年4月の入居を目指し40戸の災害公営住宅を建築する予定としており、第1期分の遅れを取り戻してまいりたいと考えております。

次に、3点目、新坂元駅周辺地区について、道の駅防災拠点としての緊急時体制を目指してはどうかということについてお答えいたします。新坂元駅周辺地区の新市街地には、新山下駅周辺地区の同様に津波発災時の復興拠点となる防災拠点施設を整備する予定でございます。この防災拠点施設には、避難スペース、備蓄倉庫、炊事場、トイレ等の設置を予定しており、町内全域としては既存の小中学校、公民館などとあわせて運用することとなりますが、新山下、新坂元の2つの防災拠点施設が発災時の重要な拠点になると考えているところであります。今後は、発災時の避難誘導や施設の活用を検討し、山元町地域防災計画の見直しの中で防災拠点としての位置づけを行ってまいりたいと考えております。

なお、道の駅などの機能につきましては、産地直売所や体験施設など場所や施設概要等について検討中であり、現段階では具体的な計画に至っておりませんことから、今後の課題として検討してまいりたいと思います。

次に、大綱第2、緊急時の避難についてですが、去る12月7日の津波警報発令に伴う避難勧告の際には、国道6号交差点を起点とした町道3号山下花釜線を初めとする主要幹線道路に一部渋滞が発生するなど、浜通り地区から内陸への円滑な車避難に支障が生じました。このため、地域住民の避難対策への取り組みといたしましては、自家用車での避難を想定し、平時における渋滞の発生状況や道路の幅員などそれぞれの地域における交通事情等を考慮しながら、避難ルートや車の方向転換の実施の可否など、あらかじめ住民の方々と車避難に対する一定のルールづくりが必要であると認識しているところであります。

また、高齢者等災害時要援護者対策といたしましても、津波到達時刻等が把握できる場合における避難支援に伴う活動可能時間を設定するなど、地域での災害時要援護者に対する支援ルールを明確にしていきたいと思いますと考えております。

一方、復旧工事に当たる業者への避難対策の取り組みといたしましては、沿岸部の工事従事者が速やかな避難と安全確認ができるよう、もとい、安否確認ができるよう、乗り合わせでの避難を励行させるなど、車両台数を減らす工夫や避難先及び避難路を分散させる対策を講じてまいります。

なお、平成25年度においては、9月1日の防災の日に工事車両を含めた場合の津波避難訓練の実施も予定しておりますが、想定される渋滞状況等の課題の洗い出しを行い、今後の防災対策に役立ててまいりたいと考えております。以上でございます。

5番（竹内和彦君）はい。それでは、今の質問に対して、坂元の新市街地について再質問ということで、坂元地区の排水対策について質問してまいります。坂元の、今までの谷地川の排水路のままでは、過去の洪水を繰り返すのみであります。今回、抜本的に対策を講じなければ問題を先送りしてしまうというか、次の世代に問題を残してしまうということだと思います。過去に何度も検討されてきたが、いずれも小手先だけのお茶濁しということで終わっているということでもあります。そして、何度も洪水を繰り返してきたというような経緯があるわけです。今後、この谷地川はどれぐらい改善されるのか、断面がどれぐらい広がるというか、その辺お尋ねします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい。谷地川の排水に関しましては、先ほどの町長の回答にありましたように、今まで遮断されておりました高位部の排水の箇所に落差工を設けて、その落差工を設けることによって谷地川支線排水路への影響を防ぐというような考えで進んでおります。なお、その谷地川の落差工の後に、約300メートルほど改修をしたいというふうに考えております。

断面についてのご質問ですが、現在の谷地川の排水路断面は、一番広いところで幅が2.3メートル、深さが1.5メートルの大型コンクリート排水路が入っております。それと同等の排水路で300メートルを延長したいと今、そのような計画で検討させていただいております。なお、現地調査の結果でございますが、上流の方には断面不足な箇所が数か所見つかっております。それについても何らかの対応が必要だというふうな考えを持っておりますが、その辺については今回、どこまで実施できるのかも含めて今、検討中でございますので、ご理解を賜りたいと、かように思います。以上です。

5番（竹内和彦君）はい。今、谷地川の断面が前と余り変わらないと、それから、300メートル下流で合流させるというようなことで、効果あるんでしょうか。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい。現段階の計画で検討をした内容をご報告をさせていただき

ますと、谷地川支線排水路、つまり低位部の排水路でございますが、1メートル50ほどの差がありました。今まで谷地川の水が流れ終わらないと、低位部の排水路の水が流れないような状況であるというふうな状況でございましたので、先ほどもお話ししたように、別な系統で排水をするということになりますと、国道6号の上、上流の箇所でございますが、現在の高さよりも40センチから50センチぐらい確保できるような計算になっております。以上です。

5番（竹内和彦君）はい。強制排水ということは考えられないでしょうかね。ひとつその辺お願いします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい。谷地川の水処理につきましては、谷地川排水機場まで延びております。そこに坂元川にポンプ排水をするというふうになっておりますので、基本的には、今までの排水処理と変わらないということでご理解を賜りたいと、かように思います。ただし、町場におきましては、水の処理の仕方、時間等の調整の仕方等が変わります。下郷地区、町地区の水の停滞する時間が短くなるということでご理解を賜りたいと、かように思っております。以上です。

5番（竹内和彦君）はい。これは下の、ずっと下流でポンプ排水で坂元川に強制的に合流するということですね。これは、電源を使うようになればこの辺のリスクというのはどんなふうに考えているのでしょうか。停電ということも考えられるし、いろんな、豪雨ということになればその辺のリスクというのはあるんじゃないかと思えますけれども、いかがですか。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい。谷地川排水機場におきましては、農政サイドの方で設置しておるポンプでございます。災害復旧等で今、改修等を行っているというふうな状況でございますので、既存の排水施設を使つての排水ということでご理解を賜りたいと、かように思います。なお、全体の排水の見直しをする中で、その排水機場のポンプ容量等について不足の分があったときには、排水機的能力をアップすると、そういうふうにご考えておりますので、その辺もお含みおきいただきましてご理解を賜りたいと、かように思います。

5番（竹内和彦君）はい。この谷地川の件であります。今回、新市街地から外れてといひますか、新市街地の外側の整備ということでもありますので、今回の復興交付金というようなことで措置ができるのでしょうか。その辺、お尋ねします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい。今回の新市街地の造成工事に伴う関連工事ということで、今、考えておりますのは、復興交付金事業の効果促進事業で対応できればということでごちよつと考えております。その辺はノミネートしてみないとわかりませんが、できればぜひそれでやりたいと、かように思っております。なお、今回の新坂元駅周辺の面整備におきましては、区域内の水処理等についても防災調整池を設けて、その対応の処理の仕方、あるいは新市街地への旧市街地からのアクセス道路を使つての水の誘導の仕方、その方法等についても検討させていただいておりますので、ご理解を賜りたいと、かように思います。

5番（竹内和彦君）はい。坂元については、既存の地域と新市街地が一体となった排水計画というのがぜひ必要なことだと思います。新市街地のみ排水計画というのでは全くだめだと思います。そういう認識を持って、坂元全体の排水計画という考え方で対応していただきたいというように思います。町長より、この坂元の配水対策については抜本的に示

すという決意を示していただきたいというふうに思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今回の大震災を受けての排水対策として、「抜本的な」というふうな言葉でこれまでご説明してきたところでございますが、やはりこういう大きな災害を受けなければ町の隅々まで排水対策を改めて検証・検討するというふうな機会はなかなか難しいわけでございますが、今までは一定の災害を教訓として局地的な、部分的な排水対策になっていた嫌いもあったのかなという、そういう反省も含めて対応しなければならないというふうに基本的には思っております。

そういう中でも、先ほどご心配いただきました予算の対応というふうな部分が、これは必ずつきまとう問題でございます。それはそれでクリアしなければならない大きな問題でございますが、自民党政権下の中で復興交付金のさらなる弾力的な運用というふうなことも、きょうもある新聞にも掲載されておりました。そういうふうな運用の関係も期待しながら、そしてまた、先ほど担当課長の方からやらせていただきましたけれども、新市街地のみならず、やはり必要な場所で必要な断面が確保できないという中では、なかなか厳しい側面もございますので、やはりその辺も念頭に置いて、この谷地川周辺の改修、新市街地と旧市街地との排水対策というふうなことを念頭に置いて取り組んでまいりたいというふうに思います。

5 番（竹内和彦君）はい。それでは、二つ目の質問で、坂元の災害公営住宅、これについては、昨年の8月1日の臨時会で否決され、そしてまた9月の議会においても否決されたままになっております。その後、坂元の災害公営住宅はどうなっているのかと、もうなくなったのかと、そんなふうにも聞かれます。一方、山下地区の災害公営住宅はどんどん進んでいる。けさほどの新聞にも掲載されておりましたが、この4月より入居できる状態まで来ているということでございます。何か坂元の災害公営住宅、取り残されているというふうな、そんな懸念もされているわけでございますけれども、いろいろな手続が要するというのはわかります。今、どういう手順でどこまで進んでいるのか、もっと見えるように示していただきたいなというふうに思います。

そこで、質問であります。地権者との話し合いは進んでいるのかどうか、順調に行っているのかどうか、その辺をお尋ねします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。地権者との対応状況ということで、これはいわゆる坂元川の南側に計画している10ヘクタールということでお尋ねというふうなことでご説明したいというふうに思うんですが、実はこれまで、少し議会の皆様にも改めてお話、ご報告させていただきたいわけでございますが、これまで、坂元の市街地のみならず、農地を念頭においた新山下地区ですね、これの用地取得につきましては、農地の転用ということが大きな前提になっておったわけでございます。それに向けて我々も最近まで鋭意対応してきているような状況がございまして、おおむね80パーセント程度の地権者の皆様方からご理解を得ているというふうな状況がございまして、そういうふうな中で、新しいといえますか、制度の少しでも弾力運用というふうなことを国の方と調整してまいりました。それはやはり、スピードが要求される場面でございますので、何とか農地転用の許可をとるという手続を得ないでも事業認可までこぎつけられるような対応をぜひお願いしたいというふうなことで進めてきたところでございますが、先般、そういうふうなことで基本的なご理解を得られるような、そういうふうな状況になってきたというふうなことでございまして、この際はできるだけ早く事業認可を得られるように、そして、事業認可

が得られた後に用地取得交渉に入れるように取り組んでまいりたいというようなことで、ただいまの質問の回答とさせていただきたいというふうに思います。

5 番（竹内和彦君）はい。坂元の、これは用地買収にはもう入っているということによろしいんですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。もっと補足させていただきますと、先ほど申し上げましたように、農地を宅地に転用するとなると、基本的に農地の転用、地権者の方の転用の同意、これが必要でございます。ですから、先駆けて建設が進んでいる新山下の26戸、これは去年の場合ですと浅生原地区の方の農地をお持ちの方の農地転用の同意をとった上で用地買収という、段階を踏まなければならないという状況でございました。最近までそういうふうな状況で、ほかの部分についても取り組んできたということでございます。今回、弾力運用というふうなことでいろいろ要望した中で、農地転用の同意を経ないで事業認可をしてもらえるとというふうな、一步前身した形になったというようなことでございます。ですから、事業認可をちょうだいし、初めて具体の用地買収に入れるということでございます。農地転用の同意というワンステップが今回、省略できるというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

5 番（竹内和彦君）はい。坂元の災害公営住宅、もう一つお聞きしますが、地盤調査というのは済んでおりますでしょうか。坂元の災害公営住宅。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。坂元の新市街地を予定している部分については、10か所のボーリング調査が既に終わっております。

5 番（竹内和彦君）はい。その地盤調査の内容というのは、ざっくりばらんで結構ですけども。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。地盤調査の内容については、ボーリング調査ですので、地質ですね。どのような地質が、どのような差があるかという部分、それから、あとは、標準貫入試験といいまして、重りを落として沈む回数を、30センチ沈む回数をはかっていくという形で、いわゆる地盤の固さをはかるというような調査、それから、地下水の位置等を調査をしているところでございます。

5 番（竹内和彦君）はい。地盤の、いいのか悪いのかその辺お尋ねします。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。地質調査の結果の概要であります。地表の方から、有機質土であったり砂質シルト、ちょっと砂質なんですけど粘性っぽい土というような部分が続けております。この部分の土がかなり軟弱な土となっております。その厚さとしては、おおむね12メートルから13メートル程度というような深さになっております。それで、その層を過ぎた後、深くには砂岩であるとか締まった砂、そういうものの層がありまして、そこからはかなり強い地盤が出ているというような状況にあります。それから、南側の道路の付近、トンネルというか国道の下を通れる部分ですが、その付近では軟弱層というのは大分浅くなっております、4メートル程度というような厚さになってございます。以上でございます。

5 番（竹内和彦君）はい。大体予想は前からされていたわけでありましてけれども、余り地盤はよろしくないということで、補強の方はしっかりとお願いしたいというふうに思います。

それから、先ほど答弁の中で、坂元の災害公営住宅、来年の春に、4月ですか、完成予定をしているということでありまして、これについては変更はありませんか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほど用地買収の関係でお話ししましたが、事業認可が今月にも得られるようにまず今、鋭意進めているところでございますので、早ければ来月から用地買

収に入れるというようなことで、早速、地盤改良等に入れる場所を少しでも確保したいと。そういうことで、新山下地区における、進めている災害公営住宅のように、部分的にはなろうかというふうに思いますけれども、可能なところから必要な住宅の戸数が確保できるような用地の取得、そして用地の造成、住宅の着工というふうな形で進めることによって、来年の4月の入居を目指したいというようなことでございます。

5番（竹内和彦君）はい。被災している方、仮設にいる方、大変希望を持って完成を待っております。災害公営住宅が順調に進むことを願っております。

それから、最後になりますが、緊急時の避難についてということであります。これについては、今、町内の沿岸部の防潮堤工事、これについては10数工区に分かれて何十社と、何百人というふうな技術者、それから作業員が働いているということでございます。また、海のすぐ近くの瓦れき処理施設、フジタの共同企業体、ここで働く人は約300人、そのほかにもいろんな方が危険地帯というところで復旧作業に当たっているという現実があるわけです。そこで、12月7日におきまして津波警報、こういったときの緊急時の避難については、工事に当たっている各社がそれぞればらばらに対応するという事なんでしょうか。その辺をお尋ねします。

危機管理室長（武田正則君）はい。緊急時の海岸、堤防復旧工事現場等で働いている会社が避難する際はどのような方法をとられているかということでございます。まず、工事業者さん、複数の企業が入っております。ただ、全ての海岸・堤防工事現場において、民間の情報提供会社のアラートシステム、それを50メートルおきのスピーカーを置いてその情報を収集するという体制をとられていると。それで、津波情報等が発せられた場合は、全ての工事業者が瞬時にその情報を聞こえるような体制をとっておると。なおかつ、定期的に業者さんの方で津波避難訓練を行って、各社、各どのルートが一番安全に避難できるか、高所に避難できるかということ既にマニュアル化されているということをお伺っております。町の方といたしましても、有事の際はいち早く沿岸部から高台の安全なところへ避難いただくというのが最優先でございますので、今回、町長からご回答もありましたように、多数の工事業者が災害復旧に取り組んでおるということで、津波避難訓練を9月に行いましてこの避難状況を課題とか問題点を把握して対応してまいりたいと、マニュアル化してまいりたいというふうに考えております。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

5番（竹内和彦君）はい。避難訓練を9月にやる予定だということですがけれども、全国から相当の作業員、技術者が来ているわけです。その人たちは緊急時にはどこに避難したらいいか、これはわかっているんでしょうか。その辺をお尋ねします。

危機管理室長（武田正則君）はい。緊急時の避難場所ということですが、町の方の緊急時の避難施設ということではご連絡しているところです。あと、避難場所、一次避難場所というところは、避難施設と同じものでございますが、そういうところでは周知しているところでございます。

5番（竹内和彦君）はい。現在、花釜地区の地域住民というのは、大体250世帯ぐらい住んでいるんじゃないかと思えます。この地域の住民も、津波警報が出れば当然車で避難するということになろうかと思えます。工事の業者さんも、同じ道路を使って同時に一斉に内陸側に車で向かうということになろうかと思えます。当然に、車の渋滞というのは避けられないということだと思えます。この点については、何ていいますか、同じ道路を

使うわけですから、どちらが優先とか地元が優先とかそういうことはないと思います。この辺のルールづくりというのはやっぱり緊急に必要なんじゃないかなというふうに思います。その点はどうか。

副町長（成田隆一君）はい。竹内議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。確かに津波が生じますと、多数の工事現場で人、それから車が、重機も入っておりますし、その避難と町民の避難が重なるということが予測されてございます。そういう中で現在、行われております工事調整連絡会の中で、今ご提案の件を調整しながら、そこを避けるように今後、調整会の中で関係各社あるいは関係省庁と検討してまいりたいと思っております。

もう一つ、日曜日のNHKでございましたですか、避難に当たりまして避難経路の形態をいろいろ追跡した中で、渋滞の原因が、どうも一方的に避難してきたのではなく、一回もとのところに戻って、それでUターンしたりするのでそこも渋滞の大きな要因になっているというようなことで、単純に避難しているんじゃないくて、避難してもう一度戻ったり、そういう行動パターンなんか最近解析されておりますので、そういうものを参考にしながら、協議会の中でスムーズな避難できるような、そういう方策を検討してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

5番（竹内和彦君）はい。それから、地域住民の避難でありますけれども、車を持たない人とかひとり暮らしとかという方に対しては、避難支援という観点からどんなふうに考えているのでしょうか。

危機管理室長（武田正則君）はい。車を持たない方、健常者の方であれば徒歩、歩きで避難していただく。避難の原則は、国で示されておりますのが車を使用しないで原則徒歩でということをお願いしているところです。今、ご質問ありました要介護者という方のことについてのお尋ねかと思えます。その場合、今回、まさに前、岩佐議員さんのご質問がありました。要介護者がどこにいるか、そういうリストをお貸ししまして、その次にその方々をどなたが避難を補助していただけるか、そういう部分のルールづくりを来年度の防災計画の見直しにあわせて進めてまいりたいと。まだ、現在、その段階、確定までには至っていないというところでございます。

5番（竹内和彦君）はい。今の話の中で、基本は徒歩で避難というふうになってはいますけれども、現実的には車なんですね。花釜地区の方はもう全員が、徒歩で行ったら30分も1時間もかかってしまうような状況ですからね。その点、もう一度お願いします。

危機管理室長（武田正則君）はい。先ほど、国の示されている部分ということでございますが、現実的には議員今、ご指摘のように、車での避難が大半でございます。それらを踏まえて、現実に即して、なおかつスムーズに避難できるような行動計画、避難計画の方を、今後、津波避難訓練を通して模索、策定してまいりたいと考えております。ご理解いただきたいと思えます。

5番（竹内和彦君）はい。この点については、ルールづくりはこれからということですから、できるだけ早い時期にそういったルールづくりをしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、先日、12月7日の津波警報について、坂元の町区では避難勧告による住民の行動調査というものを行いました。アンケート調査ということでありますけれども、191枚配布しまして、回収できたのが136枚であります。この調査結果については、もう既に危機管理室に資料は提出してあります。それから、今年の7月に避難訓練を行

いました。これについてのアンケート調査と、これも危機管理室にはもう既に提出してあります。今回、この調査結果から見えてきた住民の行動というのは、一つに、自宅にいて避難しなかったという人が56パーセントです。坂元の地区ですから、これが花釜地区となれば、危険地帯に住んでいる人となれば全員が逃げるんだと思うんです。その辺の位置的なこともあると思うんですけれども。それから、避難した人はほとんどが車で避難しているんです。徒歩で避難というのは4.4パーセントでした。それから、あらかじめ指定された避難場所へ避難したという人は、ほとんどいませんでした。1.4パーセント。

この結果ですね、やはり今、車社会なんですね。結局は、ほとんどの人が車で避難しているということでございます。訓練では、確かに指定された場所に徒歩で避難しているわけなんです。それが実際となると、やっぱり車で避難しているということなんです。当然ながら、そうなりますと、車による大渋滞というのはもう避けられないということだと思います。危機管理ではそういった点、今回のこの調査結果を踏まえた緊急時の避難対策というものを講じていただきたいというふうに思います。先般提出した住民の行動調査資料を再度精査していただきたいと思います。以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（阿部 均君）5番竹内和彦君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は午後3時45分といたします。

午後 3時36分 休憩

午後 3時45分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）8番佐藤智之君の質問を許します。佐藤智之君、登壇願います。

8番（佐藤智之君）はい。8番佐藤智之です。私は、平成25年第1回議会定例会におきまして、次の3件について一般質問をいたします。

その第1件目は、東日本大震災復興基金交付金の増額追加対策についてであります。この件については、県は東日本大震災の津波で自宅が浸水した災害危険区域内の被害者の住宅再建支援策を発表しましたがけれども、以下、4項目についてお伺いをいたします。

一つに、この新たな支援策の内容について。

二つ目に、3月11日の大震災以降に移転した人もこの制度が遡及適用されるのか。

(3) 第2種区域に住んでいた人で住宅をかさ上げ、1.5メートルかさ上げをして、住宅を新築または増改築してもとの場所で居住した場合に適用されるのか。また、1.5メートルのかさ上げ補助の増額を検討してはどうか。

(4) 災害危険区域以外で住まいを失った世帯でみずから土地または住宅を確保して町内へ移転した場合に適用されるのか。

次、2件目の通学路の安全対策についてでございます。この件については、最近、通学途中に痛ましい子供たちの交通事故が報道されていますが、その安全対策についてであります。

(1) 町内に係る県道に通学の安全対策上、歩道の設置等を県へ強く申し入れをして

はどうか。

(2) 牛橋から第一小学校間、また、東田、内手の仮設住宅から山下小学校間等の通学路の安全対策と歩道の設置を進めるべきであります。

3件目は、磯浜漁港の復興とホッキ貝の生息状況についてであります。大震災発生以来、遅れています磯浜漁港の復興とホッキガイの生息状況についてであります。

(1) 外洋の瓦れき等の撤去の進捗と港内の浚渫の実施について。

(2) 漁船や漁獲関連施設の拡充について。

(3) ホッキ貝の生息状況についてであります。

以上、3件について1回目の質問といたします。

議長(阿部 均君) 町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長(齋藤俊夫君) はい。佐藤智之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、東日本大震災復興基金交付金の増額対策についての1点目、支援策の内容についてですが、今回、配分される交付金は、津波被害を受けた市・町における住民の定着を促し、復興まちづくりを推進するため、市・町が津波被害を受けた地域の住民に対して行う独自の住宅再建支援事業に要する経費に充てるものとして交付されるものであります。

県から示されている交付要綱によれば、今回の交付金の対象者は、東日本大震災発生時に津波浸水区域内の持ち家に居住していた世帯、同一市町村内で住宅を再建する世帯、及び防災集団移転促進事業またはがけ地近接等危険住宅移転事業による住宅・土地取得に係る利子補給の対象とならない世帯という三つの条件を全て満たす世帯とされております。また、対象となる事業は、住宅及び土地取得に係る利子補給または補助、移転・除却経費に対する補助、そして宅地のかさ上げ等に係る利子補給または補助等とされております。

次に、2点目、制度の遡及適用についてですが、これまで制度要綱上は、防災集団移転促進事業、がけ地建設等危険住宅移転事業ともに、交付決定日以前の遡及適用はできないとの見解が示されてきたところであります。しかしながら、今回の震災復興基金交付金においては、これらも交付対象事業として適用されるものと解釈となっていることから、町としましては、これまで救済できなかった世帯への制度の拡充とあわせて、被災者間で支援格差が生じないように遡及適用を活用する方向で考えているところであります。

次に、3点目、第2種災害基金区域に居住していた世帯へのかさ上げ補助への適用、及び4点目、災害危険区域外から町内に単独移転される世帯への適用についてですが、町としましては今回の復興基金交付金を活用し、どのような支援を行うことが可能か現在検討しているところでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、大綱第2、通学路の安全対策についての1点目、町内に係る県道に、通学の安全対策上、歩道の設置を県へ強く申し入れをしてはどうかについてですが、町内には県管理の道路が7路線あり、特に山下第一小学校学区区内である一般県道244号吉田浜山元線、山下地区内の一般県道121号山下停車場線、そして坂元地区内の主要地方道44号角田山元線が県管理の主な通学路となっております。歩道設置の要望については、毎年、県町村会を通じて県へ強く要望しており、今後も関係機関と連携しながら要望を継続してまいります。

なお、歩道を設置するために必要な用地費や工事費等の事業費がかさみ、歩道設置が難しい状況の場合、側溝のふたがけによる歩道機能の確保や、歩行者の安全確保のため、カラー舗装等で歩道を視認できる施工方法等も視野に入れ、児童生徒の安全な通学路の確保のため、今後も県へ粘り強く要望を継続してまいります。

次に、2点目の牛橋から第一小学校間、東田、内手の仮設住宅から山下小学校等間等の通学路の安全対策と歩道の設置についての、まず、牛橋から第一小学校間ではありますが、牛橋地区内の松並住宅や朝日住宅から通学する児童は、現在、冬期間であることから21名全員が町民バスぐるりん号を利用して通学しております。今後、暖かくなり自転車通学に切りかえる児童もありますことから、現在、通学路途中の農免農道との交差点付近で施工しております常磐自動車道等建設工事の事業主体であるネクスコ東日本と連絡を密にし、危険度の高い箇所に転落防止柵の設置、あるいは誘導員の配置、注意喚起看板の設置を行い、今後も継続して通学路の安全確保に努めてまいります。

また、東田、内手の仮設住宅から山下小学校間については、学校や保護者の皆様とより一層連携を図り、児童生徒の通学時の安全確保に努めますとともに、歩道の設置について検討してまいります。ご指摘の町道はのり下の側溝があり、歩道設置のためには相当の事業費がかさむことから、現在は路面に外側線を引くことにより車道と歩道の分離を図っております。今後も町の将来を担う児童生徒が安全に安心して通学できるよう、道路パトロールのさらなる強化と地域の皆様のご意見を取り入れた対策を講じ、きめ細かな対応と対策に努めてまいります。

次に、大綱第3、磯浜漁港の復興とホッキ貝の状況についての1点目、外洋の瓦れき等の撤去と港内の浚渫についてですが、国土交通省の海洋調査によると、本町の海岸線延長11キロメートルに対する沖合1キロメートルの範囲において約4,000個の瓦れきと思われる異物があるとの調査結果を得ており、その復旧に要する時間は、本格的に回収作業が進まないとなれば作業効率などの不確定要素が多いことから、終了時期などは未定であると聞いております。撤去作業については国と県が役割分担をしており、瓦れきの陸揚げの都合により、それぞれ北部と南部から作業を進めております。既に県では、1月中旬から北部から作業を開始し、閑上港へ瓦れきを陸揚げしております。また、国土交通省では今月中旬にも南部から作業を開始する予定でありまして、磯浜漁港へ瓦れきを陸揚げする予定となっております。

次に、漁港内の浚渫についてですが、本来、港内の平均水深は3メートル程度でありましたが、今回の震災の影響と思われる1メートルほどの土砂の堆積があります。現在利用している小型船の航行には影響しませんが、作業船のような大型船の航行ができないことから、まずは、磯浜漁港へ瓦れきなどを陸揚げする国土交通省において、航行の範囲を中心に、先月下旬から今月上旬にかけて浚渫作業を進めております。また、町では、漁港施設の災害復旧工事において作業船曳航に必要な航路の水深を確保するため、土砂の堆積状況を確認しながら浚渫作業を実施していくこととしております。

次に、2点目、漁船や漁獲関連施設の拡充についてですが、現在、漁協が主体となり、県の関係機関と連携しながら、漁船等の復旧・復興を進めているところであります。

まず、漁船につきましては、震災により39隻が被災しましたが、現在、7隻が既に復旧をしており、今後さらに25年度末までに11隻を復旧し、合計18隻の復旧を見込んでおります。以上、漁船の復旧率は震災前の約5割にとどまりますが、これは震災

の影響に加え高齢等により漁業者が減少したことによりますので、経営体数に対しては相応の充足率となる見込みであります。

次に、漁獲関連施設についてですが、以上のように漁業の経営体は減少いたしますが、津波により流出した水産物の荷さばき所、これは震災前と同じ規模で復旧をすることとしております。また、流出した個人所有の漁具倉庫につきましても、個人や漁協での再建が困難なため、再建する経営体数に合わせて共同で利用できる倉庫を荷さばき所に隣接して町が整備することとしております。

次に、3点目、ホッキ貝の生息状況についてですが、震災による資源の流出等が懸念されておりましたが、昨年8月、そして今月3月に県の水産技術総合センター等が生息調査を実施した結果、従前どおり生息しているとともに、今回、新たに震災後に生まれた稚貝が確認されたところであります。しかしながら、この調査によれば、海中に大型の瓦れきが大量に存在し、従来のマンガンによる底引き、貝桁漁法での操業は困難であり、また、全ての瓦れきを撤去するには相当の時間を要することから、漁の再開には瓦れき撤去を終えたところから部分的に再開することや、新たな漁具による漁法等を検討しなければならない状況にあります。このことから、今後、漁業関係者や県などと協議しながら、早期の操業再開に向けた対策を検討してまいります。私からは以上でございます。

議長（阿部 均君）教育長森 憲一君、登壇願います。

教育長（森 憲一君）はい。佐藤智之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第2、通学路の安全対策についての2点目、児童生徒の対策についてですが、初めに、牛橋、第一小学校間については、現在、松並住宅から17名、朝日住宅から4名の児童が通学しておりますが、冬期間ということと町民バスぐるりん号の運行改善とが相まって、全員がバスを利用する通学となっております。これから暖かくなり自転車通学へ切りかえる児童もありますことから、学校において指導計画を立て、歩行と自転車の乗り方指導のための交通安全教室を開催するとともに、通学路現場での直接指導を行うなど、状況の変化に応じた交通安全指導の展開を図りながら通学時の安全確保に努めてまいります。

また、東田、内手仮設住宅と山下小学校間につきましても、学校における交通安全教室等の実施による児童生徒への指導とともに、通学路の危険箇所などについて保護者の皆様とも情報共有を図りながら、交通安全対策に取り組んでいるところです。さらに、先生方による街頭指導や1日、15日の交通指導隊員による交通指導箇所も、中学校前とあわせ作田山団地北の丁字路にも配置していただくとともに、警察署の巡回も通学時間帯に重点を置いていただくなど、児童生徒はもとより通行車両にも注意喚起を促しながら、児童生徒の通学時の安全確保に努めているところです。私からは以上でございます。

8番（佐藤智之君）はい。それでは、1点目の今回の復興基金交付金の追加対策でございますけれども、先ほど町長の回答の中でちょっとわかりにくい語句とございますか、回答がありました。それは、移転除却経費に対する補助、要するに、除却経費というのはどういう中身なんですか。まずこれが1点目。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。佐藤議員のご質問にお答えいたします。除却経費なんですけれども、防災集団移転促進事業などにおきましては、底地の買い上げ等につきまして、

更地にした上で賠償をするというふうなことが条件になってございます。こういった部分に対する、土地の物件などを除去する経費というようなことの意味合いなんですけれども、当町におきましてはこれまで、環境省の補助などによりまして、家屋の解体などとあわせてそういった部分にも取り組んでまいりますので、その部分については町の方で施行しているというのが大半だということでご理解いただければと思っております。

8 番（佐藤智之君）はい。支援策の内容等について、これから具体的に施行されるということでいろいろ今後、検討していくという回答でございましたので、突っ込んだ質問、ちょっとできにくいところでございますけれども、かさ上げ、第2種ですね。今現在、1.5メートルになっております。第3種の0.5メートルに比べると約3倍の土量になるわけですが、現在の支援ではどちらも工事費の2分の1、100万円が上限となっておりますけれども、この際、この制度を利用して1.5メートルに対して支援をふやすべきだと、このように提案いたしておりますけれども、この辺、町長の思いについて伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほど全体的にお答えさせていただきましたとおり、今回の追加の支援策をできるだけ有効に、幅広く支援できるような制度設計にしたいというふうに思っているわけですが、一方で、いかんせん先ほどご紹介させていただいたような一定の条件もあるものですから、この辺もある程度念頭に置かなければならないということですが、今回の支援をうまく活用する中で、全体としてどこまで、例えば具体のご指摘の100万を底上げできるのかできないのかも含めて、ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

8 番（佐藤智之君）はい。今の全体の町長答弁、また、今の答弁にしても、私の質問の3点目、4点目を含め、これ以外に考えられる例えば事業の事案について、今後しっかりと検討していただいて、とにかく一日も早く被災者の救済をするのによりよい内容をぜひ打ち出し、また、検討していくのが賢明であろうと、このように思いますので、その辺を特に町長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。これまで県の方から、さきに頂戴した復興基金として、自由裁量が強い8億円ですね、これの中でもいろいろ考えておったわけですが、なかなかこの8億だけの中での幅広のご支援というのは非常に難しい状況があったわけですが、今回の追加の県から示された43億ですね。額の大きな支援を少しでも有効に活用して、被災された住宅再建でお困りの方に少しでもお応えできるような制度設計になるよう、今、一生懸命担当課を中心に検討しているところでございますので、これを町全体として検討を重ねる中で、少しでもいい制度設計になるように努力してまいります。

8 番（佐藤智之君）はい。次に、2件目の通学路の安全対策でございますけれども、最初の県道に係る歩道の設置の中で、今回想定されるのは、一つは横山大平を通る町道224号線ですね。ここに第一小学校の通学路がございます。その中で、先ほどの答弁の中で、歩道設置が難しい状況の場合は側溝のふたがけによって歩道の機能を確保すると、また、歩行者の安全確保のためにカラー舗装をして、歩道であるということが一目わかるように施工方法も視野に入れたいと、こういう回答でございますけれども、確かに横山のあの県道は非常に幅が狭くて、この辺の回答の思いをぜひ早急に実現をしていくべきだと思いますけれども、その辺の町長の思いをもう一度お聞かせください。

町長（齋藤俊夫君）はい。県道の整備要望というふうなことにつきましては、県の方も大変な箇所を抱えての対応というふうなことがございますので、やはり少しでも地域の実情を踏まえて県にもできるだけ対応してもらいやすいような工事の方法なども提案しながら、一つでも多く安全対策のための工事が進むようにさらなる要望を継続してまいりたいというふうに思います。

8番（佐藤智之君）はい。県内広しといえども、県道で歩道が設置されていないのはひょっとしたら山元町内だけじゃないかと、このように思うくらい、残念ながら歩道の設置が本当にはほとんどないと、このように思うところがございますけれども。それと、坂元地内を走る44号線、この中で2か所、地元住民から要望があります。1つは、国道44号の高山製材所前から坂元停車場線の間、距離で約1キロ前後でありますけれども、ここも非常に狭いのでまずは拡幅して歩道を設置してもらいたいと、これが1点。それから、もう一点が、同じく44号の東田橋から東街道の丁字路までの間、ここも約1キロ前後あると思いますけれども、ここも道幅が狭いので拡幅して歩道をぜひつけてもらいたいと、この2点が強く地元住民からも要望が聞かれておりますので、この2点についても町長の方から強く県の方に働きかけていただきたいと思います。この2点について伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。坂元地区の県道の2か所について、特にというふうなことでございました。1か所目については、前回の災害公営住宅の絡みで本来であればあわせて整備を予定しておいた箇所がございますが、いずれにしましても、重点箇所を設けながら、優先順位も勘案しながら、粘り強く県の方に要望を継続してまいりたいというふうに考えております。

8番（佐藤智之君）はい。順序、逆になりましたけれども、先ほどのカラー舗装の件で、これは山形県の白鷹町荒砥小学校、この学校近辺でカラー舗装が実現いたしておりますので、もし教育長、向こうの方へ行く用事がありましたらぜひ参考に見ていただきたいと思います、このように思います。

それから、牛橋から第一小学校、2年前の大震災で津波で、あの通路の途中に小さな橋がかかってあったんですね。それで、欄干が津波もろともに流されております。それをもう一度現場を確認していただいてその橋桁の改修をぜひお願いしたいと。これはどちらから、教育長、町長ですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。ご指摘の箇所につきましては、早速、担当課の方で現場を確認する中で善処したいというふうに思います。

8番（佐藤智之君）はい。あと、東田、内手の仮設から山下小学校、現在、町道に外側線を引いてかろうじて車道と歩道の、歩道らしきそういう分離を図っておりますけれども、これも非常に危険な状況で、私もよく通る機会が多いんですけれども、特に朝、あと帰りの夕方の帰宅途中のその辺の状況を、この辺も外側線の引き直し、あるいはカラー舗装も検討してはどうかと思いますけれども、これは教育長、どうですか。町長ですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。ご指摘の区間、確かに仮設住宅ができた以降、以前にもご指摘のように大分車の往来、人の往来が激しくなったという部分がございます。私も近くでお世話になっておましてつぶさに拝見しておりますが、先ほどもお答えしたように、なかなか具体のハード面の整備、厳しい状況にありますので、ソフト的な対応も含めて少しでも安全対策につながるような努力、工夫をしてみたいというふうに思います。よろ

しく願います。

8番（佐藤智之君）はい。先ほどの教育長の答弁の中で、松並から17名という答弁でしたけれども、松並と洋南合わせて17名だと思います。松並だけですと3名ぐらいです。残り14名は洋南と、そういうことで私の方から訂正をさせていただきます。

それで、前にも議会で取り上げたかと思いますが、亘理町で実施しております見守り隊ですね。配置。あれをぜひ山元町でも検討してはどうかと。これは社会貢献をしたい、そういうご年配の方、時間があるよと、また、健康増進のために喜び勇んで亘理町でアノラックを着て張り切っている姿をよく見かけます。ぜひこれを山元町でも実施してはどうかと提案するものですが、教育長、いかがでしょうか。

教育長（森 憲一君）はい。まず、初めに、住宅のあれを間違いまして大変申しわけありませんでした。

今の見守り隊の導入の件でございますが、前にもご指摘をいただいておりますけれども、全体のくくりの中で申し上げれば、第一小学校は地域の方のご協力をいただきながら、学校運営全体、交通安全も含めまして大変お力添えをいただいているというのがまず第1点でございます。そういった中で、保護者の方の同行などもしていただきながら安全確保を図ってきているというような現状でございます。もし、学校の評議員なりあるいはPTAなり地域の方とそういう機会があれば、学校の方にも提案をしながら、そういったことが可能であるかどうか、余りご負担になってもあれですし、そういったところを見ながらちょっと検討させていただければというふうに思います。

8番（佐藤智之君）はい。では、次に、問いの3の磯浜漁港でございますけれども、町長回答で約4,000個の瓦れきと思われる異物があるという調査結果が先ほど回答ありましたけれども、この4,000個という膨大な量、この中に、例えば大型のテトラポットなんかも含まれているんですか。この辺どうなんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。テトラポットも含まれているということでございますが、具体的内容状況等につきましては、担当のまちづくり課長の方から補足をさせていただきたいというふうに思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。4,000個の中には、大型の消波ブロック等、あるいは木材、瓦れき等が多く含まれているということでございます。

8番（佐藤智之君）はい。その撤去については国・県が役割分担をしているということで、これを撤去するに1年、2年の期間が今後まだかかるのではないかと推測いたしますけれども、とにかく幸いにホッキ貝が生息していると。この瓦れきが撤去できないとホッキ貝もとれないと、こういう悪循環になっておりますので、この辺についてはやっぱり国・県にその期間の短縮をしっかりと申し入れしていただいて、とにかくホッキ貝がとれて、そして磯浜漁港の漁民がもとの生活あるいは経済活動ができるように、そして、年に1回、あの忘れられない何万人も集まるホッキ祭り、あれの再開を多くの町民が待ち望んでいると思います。ということで、最後、その辺の思いを込めて、烈々たる町長の決意をお聞きしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。瓦れきの早期の撤去というふうなことでございまして、これは私も国なり県の方に改めて期間の短縮と、そういう中で、ご指摘のように、山元町の一大イベントでございますホッキ祭りをまた盛大に開催をして、ぜひ内外の皆様にも山元町のすばらしいホッキを堪能してもらおうと、そういうふうなことで進めたいというふうに思っ

おります。なお、ホッキ関係につきましては、震災前に岩佐 豊議員の方からもホッキ一くんの縫いぐるみをぜひあれしてPRなり誘客に努めるべきだという話、これも津波に流されたわけでございますけれども、今回、そういうホッキ一くんのキャラクターの縫いぐるみの予算などもあわせて計上させていただいておりますので、お認めいただいた際にはそういうものも実施しながら、ホッキ祭りなりふれあいイベント、産業祭など、いろいろ町内のイベントの活性化にもつなげていきたいというふうに考えております。終わります。

議長（阿部 均君） 8番佐藤智之君の質問を終わります。

議長（阿部 均君） 1番青田和夫君の質問を許します。

青田和夫君、登壇願います。

1番（青田和夫君） はい。それでは、平成25年第1回定例会において2点の一般質問を行います。

1点目、昨年、被災地へ派遣いただいた職員が自ら命を絶つといった、まことに残念で痛ましい事実が発生いたしました。派遣応援をいただいている職員の方々におかれましては、ふるさとを離れ、そして家族と離れ、日々、被災地の復旧・復興に当たっており、その使命感は人以上に強いものを持っているとお察し申し上げます。それがゆえに、なかなか前に進まない被災地の復興の現状とのはざまに苦しまれたことを思うと、心が張り裂けそうでなりません。

町長は、現在の山元町における予算規模とそれら事務事業を執行する職員が不足していることについて、たびたび口にされます。今般、提案のあった平成25年度当初予算についても、発災前の10数倍に膨れ上がり、その一方、派遣応援をいただいている職員の数も含め職員の数は限られており、その執行体制に我々議会といたしましてもあらゆる面で支援したいと考えております。これらを踏まえ、職員の健康管理と派遣職員に対する配慮についてを伺います。

2点目、JR復旧については、3月16日に浜吉田までが開通するとのことであり、山元町の北部に居住する町民の方々にとっては待ちに待った開通であると思います。この開通は非常に喜ばしいことではありますが、震災以降、町長は、JRの復旧に関し、JRは津波震災した場所には路線を復旧しない方針であるとの発言を繰り返しました。多くの町民は現地での路線復旧を強く望んでおりましたが、結果、山下駅、坂元駅は大きく内陸に移動する結果となりました。そこで、次のJR常磐線の復旧進捗と人口流出についてを伺います。

議長（阿部 均君） 町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君） はい。青田和夫議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、職員の勤務体制についてですが、初めに、職員の健康管理につきましては、安全衛生法に基づく一般健康診断としての定期的な職場健診を初め、市町村町村組合連合会の助成制度を活用した40歳以上の職員を対象とした人間ドックや脳ドック健診を実施し、派遣職員の皆さんも含めた全職員の健康管理に取り組んでいるところであります。

しかしながら、東日本大震災によって職員自身が大切な家族や信頼していた同僚を失い、また、家屋についても被害を受けるなど著しいストレスが負荷されているにもかか

ならず、十分な休養もとれないまま、被災者支援の第一線で業務遂行の任に当たっております。職員は、通常業務に加え、住民からのクレーム対応、ふえ続ける復興関連業務処理のため過重な労働が長期間続いておりますことから、職員の一部には心のケア問題に起因する精神的なストレス障害も顕在化しております。こうした心のケア問題に対処するためには、組織を挙げてメンタルヘルスに当たることが重要であることから、定期的に開催している全職員を対象とした心の健康相談に加え、先月下旬には特に管理職を対象としたメンタルヘルス講座を開催し、管理職みずからが部下職員の変化への気づきやその後の対応及び適切な職場環境づくりに努めるよう取り組んでいるところであります。さらに、平成25年度から、地方公務員災害補償基金の協力を得て、ストレスチェックやカウンセリングセミナーなどメンタルヘルス総合対策にも取り組むこととしております。

特に、派遣職員に対する配慮についてですが、派遣職員の皆さんは遠くふるさとを離れ、長期間にわたり町の復旧・復興関連業務についていただいております。家族とも離れ離れで単身赴任をし、なれないこの地で不自由な生活を余儀なくされております。このような実態を踏まえ、派遣職員の皆様に対しまして、5月の連休や年末年始等年次有給休暇等を組み合わせて長期休暇の優先確保ができる職場環境づくりに配慮しているところであります。また、ふだんにおいても、派遣職員の皆さんは外食の機会も多いことから、栄養面の偏りが影響することが懸念されており、去る2月には、食生活改善推進員の方々のご協力をいただき、郷土料理であるホッキ貝の紹介も兼ね、バランスのとれた食事を提供しながら昼食会を開催いたしております。総勢60名による昼食会にご参加いただいた派遣職員の皆さんからは、大変好評であったと伺っております。今後もこうした取り組みを定期的で開催し、地元の皆さんとの交流の機会も確保しながら、派遣職員の皆さんが働きやすい環境づくりに配慮してまいりたいと考えております。

次に、大綱第2、JR常磐線の復旧状況と人口流出についてですが、まず、常磐線の進捗状況につきましては、昨年5月の常磐線復旧に関する覚書締結以降、法令等に基づく手続及び鉄道建設工事の前提となる用地取得に向けた作業、そして、調整を並行して行ってまいりました。鉄道事業法に基づく手続といたしましては、JR東日本では事業基本計画の変更認可を昨年12月に国土交通大臣から取得し、現在、鉄道施設の変更認可に関する申請を国土交通大臣に提出しており、今月中には取得できる予定と聞いております。また、都市計画法に基づく手続につきましては、都市高速鉄道の都市計画決定を県決定の案件として、本年1月に都市計画案の説明会開催、そして、2月に案の法定縦覧を経て、今日19日の都市計画審議会に図り、今月末には都市計画決定の告示を予定しております。あわせて、東日本大震災復興特別区域法に基づく特定環境影響評価につきましては、2月に評価書の縦覧を経て、今月末には補正後の特定環境影響評価の公表を予定しております。

次に、用地取得に関する進捗状況ですが、昨年6月の測量作業等に伴う土地立ち入りに関する関係者の方々への説明会後、鉄道の建設に必要な測量、地質調査などに着手し、12月にはそれらの成果をもととした鉄道施設の概略設計が完了し、町民の皆様への説明会を開催いたしました。さらに、2月24日には用地の取得対象となる約300名の方々を対象とした用地補償に関する説明会を開催したところでございます。また、2月28日には、国土交通省東北運輸局に議長を初め議員の方々とともに私と副町長が

常磐線の早期復旧について要請を行っております。今後は、JR東日本が用地幅杭の設置及び用地測量を実施し、近々に本格的な用地交渉に入ることとなり、そのため、町内に拠点となる現地事務所を設け、腰を据えて復旧に取り組んでいく予定となっております。

不通となっている常磐線は、通勤通学者にとって重要な足となっており、少なからず人口流出の大きな要因の1つとなっていると認識していることから、今月16日のJR常磐線浜吉田駅乗り入れに伴い、亘理駅直行バスを浜吉田駅直行に変更するなどJRのアクセス改善を図るとともに、今後もぐるりん号の利便性向上にも配慮した上、町民の通勤通学の足の確保を図り、人口流出の抑制に努めてまいります。常磐線の早期復旧は、山元町のみならず周辺自治体の振興、再生に欠かせない大きな課題であり、町といたしましてもJR東日本との連携を強化し、常磐線の日も早い運転再開に向け、町民の皆様との橋渡し役として最大限の努力をしておりますので、引き続きのご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

1番（青田和夫君）はい。それでは、再質問を行います。次の点についてお伺いします。先ほどの答弁の中で、先月、メンタルヘルス研修が行われたとありました。それで、本町でメンタルヘルス研修を実施したと聞いて、この中に町長は参加したのかどうか、まずお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。管理者のときのメンタルヘルス講座が開催された先月の26日、この日は私は残念ながら参加しておりません。

1番（青田和夫君）はい。わかりました。

次に、現在、本町に派遣応援をいただいている職員の総数、この前ホッキ等々のやつで60名と言われましたけれども、総勢どれぐらい来ているのか、まず確認だけお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。2月1日現在ですと83名でございます。

1番（青田和夫君）はい。わかりました。

それでは、いろいろ調査した中で、今回の被災地、公務員がかかっているうつ病が非常に急増していると、そのような報道がされております。そこで、東日本大震災により精神科医と臨床心理士らとチームを組み、被災地の公務員メンタルを行っていると書面には出ております。そこで、どこにそのメンタルチームが行ったのかなと調べましたら、岩手県の宮古市と大船渡市、また、宮城県は気仙沼市と名取市、福島県はいわき市と南相馬市がありました。これで、各自治体で精神面の不調により休職する人や退職する人たちがふえていると。これに対して、我が町の対策はどのようになっているのかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。具体的には、これまでも安全衛生委員会活動というふうなことでメンタルヘルスの心の健康相談、先ほど申しましたような派遣職員を対象にしたランチの試食会とか、それから管理職向けのメンタルヘルスも含めまして、いわゆる職員の心のケアに対応してきているというふうな状況でございます。

1番（青田和夫君）はい。メンタル的に職員等々にもあれているというような話なんですけれども、そこで、派遣職員、要するに人的な支援ですよね。今現在、岩手県、宮城県、福島県の被災した自治体に人的支援が全国からどれぐらい来ているか、町長、わかりますか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。済みません、今、手元に東日本全体の状況がわかる資料を持ち合わせておりませんので後ほどお答えいたします。（「わかりました」の声あり）

1 番（青田和夫君）はい。では、次にいきます。派遣職員というのはどういうことなのかと私は私なりに調べてみた結果、こういう震災があった場合、要するに自治体職員を支えることが最終的に復旧・復興につながるという考えから派遣職員が来ていると、そのように理解をしました。それについて、町長はどのような考えを持っているのかまず伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。議員ご指摘のとおりでございます。膨大な業務量がふえているというように、そういう応援もございませけれども、やはり地元の職員が少ない体制の中で、かつて経験したことのない大変な業務量を抱えて大変つらい思いをしていると。そういう部分を、業務の面でも、あるいは精神面でもバックアップしてもらえ、大変ありがたい、力強い存在だというふうに思っております。

1 番（青田和夫君）はい。わかりました。次にいきます。

精神的なケアは後からでは遅いと、今すぐに動かなければと、メンタル的なことではこういうふうな形になっておりますけれども、今現在、非常時だからこそしっかり労働環境を整えて、日常以上に体を休める時間をつくってローテーションを構築することを町長はどのように具体的に考えているのかお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。なかなかうまく時間が調整できかねる状況が続いておまして、定期的に有給休暇をとるとか交代で休むといったようなところまで、現実、取り組めていないのが実態でございます。議員ご指摘のとおり、2年たってこれからもまだまだ長い復興の道のりがあるわけございまして、そういう中で、まちづくりの中核・中核を担う町の職員なり、あるいは派遣職員も含めた職員が、健康管理をいかに確保するかというふうな大きな問題でもございますので、忙しいということばかり言っておられませんので、できるだけ今まで以上に職員の健康管理に留意してまいりたいというふうに考えます。

1 番（青田和夫君）はい。留意していただくだけではちょっと理解できないんですけれども。とりあえず次に移ります。

次に、宮城県で発災1か月後に健康調査を行いました。そこで3,652人の調査を行った結果、軽度と中度のうつ思考を示した回答者が計1,112人、全体で約30パーセントにもなっております。また、健康状態についても、体調が悪いと答えた職員が56.1パーセント、また、よく眠れないと答えた職員が43.8パーセント、やる気が出ないと答えた職員が59.9パーセントもいたと。これについて、我が町では調査をしたのか、また、これから調査をきちんとやろうとしているのか、まずお伺います。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。私どもについては、発災直後、心のケアセンターチームが入っていただきました。（「違う違う、俺は職員のことを聞いたんだ」の声あり）そうです。職員の分についても、そのときに全員に面談をしていただいて、ストレスチェックも含めてしていただきました。その中で、必要な職員については病院を紹介していただくなり、お薬を出していただいたりというふうな状況がありました。以上です。

1 番（青田和夫君）はい。調査をしたということで、あとは病院等々に紹介したと。では、当時はどれぐらいいたのか伺います。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。（「わからないならいいです」の声あり）
済みません。わかりません。

1 番（青田和夫君）はい。次にいきます。それら派遣職員に対する支援策はどうなっているのか、
町長にお伺いします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。派遣職員の皆さんに対する健康管理面での配慮というふうな
ことですが、これにつきましては、ふだんにおいては全職員を対象とした心の
健康相談というふうなこと、さらには、町長答弁にもありましたように、管理職を対象
としたメンタルヘルス研修というようなことを実施しております。なお、25年度にお
きましては、被災地域の職員に加えまして、派遣された職員の方々の公務災害を未然に
防止することを目的に実施されますメンタルヘルス総合対策事業に取り組むというよう
なことで予定をしておるところでございます。

1 番（青田和夫君）はい。今の質問はね、派遣職員なりそういうふうな方々に対する支援策はど
うなっているのかという質問ですので、支援策はとっているのかどうかという部分で明
確に。いいです、もう。

あのですね、支援策というのは、新聞等々で大槌町のことが書いてありました。派遣
職員の家族に交通費を支給すると、こういうことが支援策であって、こういうことが考
えられるのかどうか町長にお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。大変失礼いたしました。先般、大槌町の方で県外からの派遣職員を対
象にして家族交通費を支給するというふうな、そういう記事が、私も読んでおりますけ
れども。実は先般、札幌市の市長が職員の激励に来たときも似たような話題が出たと
ころでございましたし、今後に向けて、こういう家族交通費なりあるいは職員の方々が定
期的に派遣もとに業務報告なり、少しでもそういう機会が確保できるような、そういう
対応を検討しまいりたいというふうに考えます。

1 番（青田和夫君）はい。検討するという事なんだけれども、どのように検討するか具体的に
聞きたいんですけども、そこは飛ばします。次に移ります。

震災により、避難広報に当たった4名の職員の命が津波の犠牲となりました。全体の
奉仕者として職務を全うしたことによるまことに残念な殉職であり、亡くなられた4名
の顔ぶれを拝見しますと、皆町の将来を牽引する中心的な存在であります。今後の山元
町を考え、そしてご家族の心情を察しますと、言葉では言いあらわせない悲しみを覚え
ます。そこで、質問いたします。これら4名の職員の殉職したことに対する町長の思い
を伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。青田議員からお話ありましたように、今回の東日本大震災で若く有能
な職員4名を殉職させてしまったということは、私としても痛恨のきわみでございます。
ご家族の悲しみはいかがばかりかと、心中察して余りあるものがございます。この4人
の尊い命、犠牲を無駄にすることのないような町の復興に取り組んで、4人の無念なり、
家族の無念に少しでもお応えできような、そうした復興に全力で取り組んでいかなけれ
ばならないというふうに思っております。また、一方で、きょうもいろいろ避難なり訓
練なり防災計画の話も前段、やりとりさせていただきましたように、やはりいざという
ときの場合の大切な職員の安全の確保、これも念頭に入れた町民の安全・安心の確保と
いうことにもいろいろと意を用いていかなければならない、そしてまた、それを実行あ
らしめるものにしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

このことは、殉職職員のみならず、消防団なり民生委員なり区長さんなり、殉職という形がほかにもございましたので、その教訓、反省の上に立った防災対策、まちづくりというものを進めていきたいと、いかなければならないというふうに考えているところでございます。

1 番（青田和夫君）はい。今、町長から思いを述べていただきましたけれども、この亡くなられた4名に対してはいつまでも忘れてもらいたくない、そういう意味でお伺いしました。次に移ります。

次に、ご遺族に対する対応についてを伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。（「わからないならいい。していないなら、いいですよ。ということは、線香上げに行ったとかそういうことを聞いたかっただけで」の声あり）

殉職された4名の職員のご家族に対しましては、節目節目でご焼香にお邪魔して、亡くなられた4名の御霊を私なりに弔ってきたところでございます。

議 長（阿部 均君）本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

1 番（青田和夫君）はい。節目節目に供養に行っていると。わかりました。

次に、震災以降、定年を待たずして退職された職員の多いことに今後の組織運営が懸念されます。これら職員はそれぞれの考えがあつての中途退職と思いますが、退職した職員、震災前1年と震災後2年くらいの人数をまずお伺いします。わからないならいい。

総務課長（島田忠哉君）はい。中途退職につきましては、5名の職員がおられます。うち、自己都合が3名ほど、あと、震災の影響によると思われるものが2名というふうなことでございます。

1 番（青田和夫君）はい。自己都合が3人で、あと震災によるものが2名だと。次に、職員の退職した理由についてお伺いします。

総務課長（島田忠哉君）はい。自己都合等の関係につきましてお話をさせていただきますが、家業を継ぐというようなことであつたり、あとは旦那さんの仕事の関係から転勤されたと、それに同行するというふうな形での退職等でございます。そしてまた、中途退職のうち、震災の影響によるものというふうな部分につきましては、残念ながら心理的なストレス、こういったものが引き金となって退職をされたというふうな内訳となっております。

1 番（青田和夫君）はい。そうすると、メンタル的に必要だったのは3人ぐらいいると、そう理解していいわけですね。

総務課長（島田忠哉君）はい。そのとおりでございます。（「了解」の声あり）

1 番（青田和夫君）はい。次に、中途退職する職員が多いことに対する町長自身の分析結果を伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほども職員の心のケアの関係でも触れさせていただきましたけれども、やはり膨大な業務量を抱えての精神的な負担、あるいはこの先、いつまでこういう状況が続くのかというふうな、先が見えないというか、そういうふうな部分がやはりプレッシャーと申しますか、ストレスとして重くその方にはのしかかってきたのかなと、そんな受け止め方をしております。

1 番（青田和夫君）はい。今、分析結果をお話しされましたけれども、今後、中途退職者を出さないためにも一生懸命努力していただきたい、そのように思います。

次に移ります。向こう1年で一定の復興の兆しが見えてくると思われます。復興計画における復興期から発展期に移行するとともに、全国からの派遣職員の数も減少し、既

存の山元町の職員によってまちづくりがなされていくものと思います。そのためにも、今後、どのように職員を育成するのかをお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。職員の今後の育成というふうなことでございますが、基本的に、山元町の職員の年齢構成、これは非常にアンバランスな状況でございます。今、この本会議場に出席している管理職、大半がここ2年3年で定年退職を迎えるというふうな状況でございますが、その次をバトンタッチできる今の班長クラス、なかなか数的にも厳しいような、そういう経験年数になっているということがまず基本的でございます。そういう中で、これからの長期化する復興業務を遂行する体制づくり、非常に今、苦慮しております。その一つとして、県、札幌市、横浜市の派遣職員の皆様には、課長なり班長ということでそれぞれの部署の責任者なりもつとめてもらって組織全体をそういう形でカバーしているという状況、そして、復興部門には全国から派遣職員が基本的に多いわけでございますが、そこの中に次の、次代を担う若手職員をミックス、配置しまして、いざれ議員ご指摘のように、この先、派遣の数、方たちが少しずつ変化してくるわけでございますので、そういう変化にも少しでも対応できるような、そういう工夫をしながら今、組織の管理あるいは臨時の異動というふうなものをやっている、あるいは今後もそういう形を継続していかなければならないと、そういうふうな状況でございます。

1番（青田和夫君）はい。今、年齢的な構成等々の話がありました。この件については、最後に、人事配置、適材適所でやっていただければと思ってこの質問はこれで終わります。

次に移ります。最初に、JRの見解である、2点目、津波浸水区域の復旧否定説について、いまだに多くの疑問が残ります。今般開通する浜吉田駅は当然浸水した地域であり、また、新地駅についても内陸部へ若干移動はするものと同じ浸水地域になります。なぜ隣接町についてはこのような路線計画になったのか、町長にお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。JRの路線については、これまでも町のまちづくり、そしてまた、JRサイドの運行なり乗務員・乗客の安全の確保というふうな、そういう思いが相互に一致する中で、今進めている内陸部への新しいルートということでございますが、隣接町自治体との関係で言えば、これはそれぞれの自治体における駅あるいはルート、これの海岸線からの距離、あるいはその隣接市町のまちづくりの考え方、この辺の関係がございまして、今のルートに落ちついているというふうなことでございます。

1番（青田和夫君）はい。わかりました。その町その町の考え方でやっていただくと、そういうふうな理解はしますけれども。

次に、16日に開通を迎える浜吉田駅では、多くの居宅の新築が見受けられます。これはやはりJRの開通が密接に関係しているものと思いますが、町長はこの結果をどのように分析しているのかをまず伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。私、はっきり言って浜吉田駅周辺のそういう動きまでしっかりと把握はしてございませんけれども、議員ご指摘のように、これまでの浜吉田駅の住宅の張りつきあるいは山下駅かいわいで住宅の張りつき、そういうふうな状況を踏まえたときには、ご指摘のような傾向にあるのかなというふうに思います。

1番（青田和夫君）はい。わかりました。把握していないということですので。

次に、震災以降、町民の数は1万3,000人台まで減少いたしました。これは、JRの復旧の進捗や、現在町が進めるまちづくりを起因とするものと考えられます。町長はしばしば、JRが復旧し、新市街地を整備することにより転出した町民は必ず戻って

くると口にされます。しかし、客観的に考えた場合、他の町に新居を構えた方々がまた山元町に戻ってくるとは考えがたいと思われませんが、これまでの町長発言は何を根拠に発言されたのか、わかるようにお答え願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。一旦町を離れた町民の皆様を呼び戻すということの根拠というふうなことでございますが、やはり今回の大震災を一つのばねといいますか、きっかけにしたまちづくりをしていくことが基本的に必要なのかなというふうに思います。単に3.11に戻すということではなくて、大変残念でございますし、大変悔しいし、いろんな複雑な思いがございますけれども、今回の大震災ですね。しかし、それを、今回の大震災を経験しなければできないようなやはり創造的な復興といいますか、そういう地域づくりすることによって、これまでのまちづくりの課題を解決しながら、少しでも今まで以上に住みやすい、少しでも利便性の高いまちづくりをしていくことによって、一旦離れた世帯、家族の方が、直接的にその方が戻らなくても、その方の家族も含めてぜひまた戻っていただく環境づくりすることによって、少しでも、かつてこれまで住んでいた方々に戻ってもらえるものと、あるいは戻ってもらえるまちづくりをしていかなければならないと、そんな思いでございます。

1番（青田和夫君）はい。何か非常に答弁で伝わるものはありますけれども、まず、伝わるところに、町長に一つだけ確認したいんですけれども、町長の居宅は、町が進める3団地のどこかに申し込みを予定しているのかを伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的にはプライベートなことでございますのでというふうなことで、ちょっとあれかなというふうに思いますが、私もその一角にお世話になるつもりでおります。

1番（青田和夫君）はい。わかりました。津波の来ないところを選んで高台に行ってもらえればと思います。山の方に来てもらえれば幸いかと思いますけれども。

次に、被災した職員は10数件ありますが、町が進める3団地に対して、申し込みの割合をお伺いします。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい、議長。（「わからないならいい、後で聞くから」の声あり）
今現在の集計値でございますけれども、新山下駅周辺が233世帯……（「違う」「何聞いてるんだ」「わからないならいい」の声あり）

議長（阿部均君）被災した職員のうち、今回の3拠点に申し込みのある職員の数は何名かということですか。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。失礼しました。そちらについてはちょっと把握しておりません。済みません。

1番（青田和夫君）はい。わかりました。

それでは、最後の質問といたします。職員が居宅を町外に求め、現在、職員は何件そっちに移動しているのか伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。（「わからないならいい」の声あり）詳細は把握しておりません。

1番（青田和夫君）はい。わかりました。

それでは、私の質問は終わりいたしますけれども、常磐線に関しましては手順どおりに進んでいるのかなと、そのように感じておりました。今後、前倒しができるよう努力していただきたい。以上で終わります。

議長（阿部均君）1番青田和夫君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

これで延会します。

次の会議は、3月8日午前10時開議であります。

大変ご苦勞様でございました。

午後 5時14分 散 会

上記会議の経過は、地方自治法第123条第1項の規定により事務局長渡邊秀哉の記載したものであるが、その内容に相違ないことを認め、同法同条第2項の規定により、ここに連署する。

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____